津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

| | | | | | 図 面 リ ス ト | | | | |
|--------|------|--|---------|----------|--|---------|----------|------------------------|---------|
| | 図番 | 図 面 名 称 | 縮尺 | 図 番 | 図 面 名 称 | 縮尺 | 図番 | 図 面 名 称 | 縮尺 |
| 【建築工事】 | | | | 【電気設備工事】 | | | 【機械設備工事】 | | |
| | A-01 | 特記仕様書 1 | _ | E-01 | 電気設備工事特記仕様書 1 | _ | M-01 | 機械設備工事特記仕様書 1 | _ |
| | A-02 | 特記仕様書 2 | _ | E-02 | 電気設備工事特記仕様書 2 | _ | M-02 | 機械設備工事特記仕様書 2 | _ |
| | A-03 | 特記仕様書3 | _ | E-03 | 電気設備工事特記仕様書3 | _ | M-03 | 空調換気設備 1階平面図(改修後) | S=1/100 |
| | A-04 | 特記仕様書 4 | _ | E-04 | 1 階動力・弱電設備平面図(改修前・改修後) | S=1/100 | M-04 | 給排水衛生設備 1階平面詳細図(改修前・後) | S=1/50 |
| | A-05 | 特記仕様書 5 | _ | E-05 | 1 階電灯コンセント設備平面図(改修前・改修後) 2 階、3 階電気設備平面図 | S=1/100 | M-05 | 給排水衛生設備 2、3階平面詳細図(改修後) | S=1/50 |
| | A-06 | 附近見取図・配置図兼仮設計画図 | S=1/500 | | | | | | |
| | A-07 | 仕上表 | _ | | | | | | |
| | A-08 | 1 階全体平面図(改修前)兼仮設計画図 | S=1/200 | | | | | | |
| | A-09 | 2階全体平面図(改修前)兼仮設計画図 | S=1/200 | | | | | | |
| | A-10 | 3階全体平面図(改修前)兼仮設計画図 | S=1/200 | | | | | | |
| | A-11 | 1 階平面詳細図(改修前) 建具表(改修前) | S=1/50 | | | | | | |
| | A-12 | 1 階平面詳細図(改修後) 建具表(改修後) | S=1/50 | | | | | | |
| | A-13 | 1 階展開図(改修後) | S=1/50 | | | | | | |
| | A-14 | 2 階配膳室平面詳細図(改修前・改修後) 2 階配膳室展開図(改修後) | S=1/50 | | | | | | |
| | A-15 | 3 階配膳室平面詳細図(改修前・改修後) 3 階配膳室展開図(改修後) | S=1/50 | | | | | | |
| | A-16 | 天井伏図(改修前・改修後) | S=1/100 | | | | | | |
| | A-17 | 雑詳細図 | 図示 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |



一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

持記

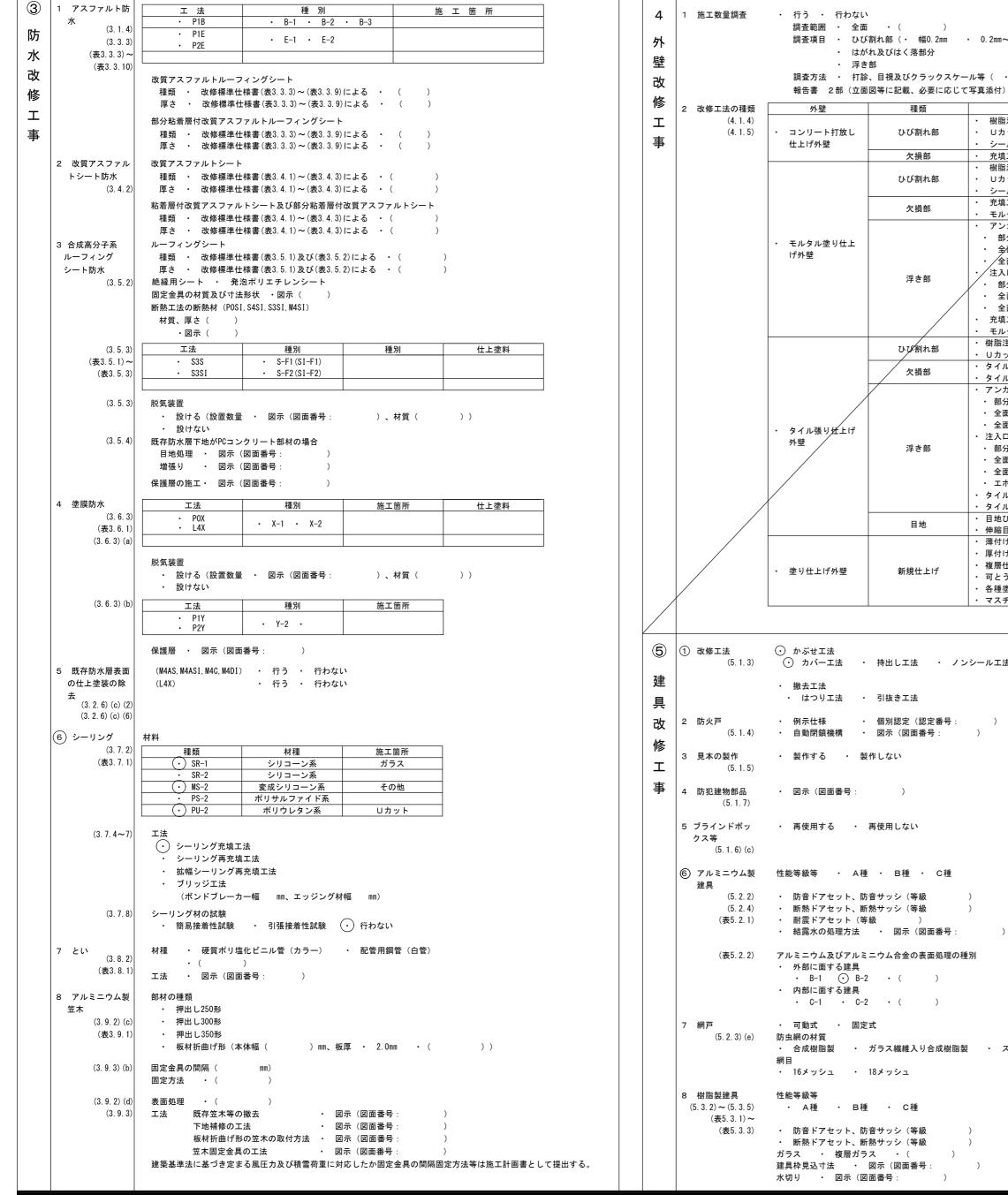
工事名

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

図面リスト _{枚/内} 年月日 区分

原図・A2

| 工事特記仕様書 | (改修) | ③ 発生材の処理等 | | | ① 設備エ ³ | 事との 施工範囲 | | |
|--------------------------|---|-------------------|--|-----------------------|--------------------|--|--|------------------|
| I . 工事名称 | 津市立栗真小学校給食受入施設改修工事 | (1. 3. 12) | る法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める延以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の第 | | 取合い | | √クリート部の貫通孔・開口部の補強 キの仕上材・下地材の切込み及び補強 | |
| Ⅱ. 工事概要 1 工事場所 | 津市栗真中山町地内 | | ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員 | 員と協議するものとする。 | | | けけ箇所の切込み及び補強 こよる建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ | |
| 2 敷地面積 3 工事内容 | 11, 246 m ² | | 分別解体等の方法 | | | 施工図 | | |
| 棟名称 構造 | 総食棟、管理・普通教室棟 鉄筋コンクリート造 | | 工程 作業の有無 分別解体等の方法 造成等 ・ 有 ○ 無 ・ 手作業 | | | | 取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受け B分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告すると | |
| 建築面積 延べ面積 | 1,552 m² 3.842 m² | | ・手作業、機械作業の併用 基礎・基礎ぐい ・ 有 (・) 無 ・手作業 | | 8 既存部分 | プ等へ 工事加工に際し、仕末日 (1.3.13) 修する。 | P.万でわ損しに場合又は損勝しに場合は、監首収具に報合9 〇 C | ともに承祐を文けて現仏に楽して |
| 工事項目 | 建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修 | | ・手作業、機械作業の併用 | | (19) 事故報 | サイス は | 8生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様 | 式により工事事故発生報告書を監査 |
| 1 共通仕様 | | | ・手作業、機械作業の併用 | | | 員が指示する期日までに、 | | |
| | 様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版 仕様書」という。)による。 | | 屋根 ・ 有 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ ・ 手作業 ・ 様様作業の併用 | | | よた、争以元王仮の相談 | 1にフいて皿目長と 励磁で11 プレン ひに、 コ战争以に体る状ルや | 双、 |
| 2 特記仕様 | | | 建築設備・内装等 | | 20 消防提品 | | 月設備等設置届出書の作成 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ | 메소구호 |
| | に〇印の付いたものを適用する。 〇印の付いたものを適用する。 | | その他 | | | 2) 防火対象物使用開始 | | 冽 述 工争 |
| | の() 内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。 | | ・ 引き渡しを要するもの (・無 ・) | | | 書類の作成(電気割 | G備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。 | |
| 章 項目 | 特 記 事 項 | | ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 () 処理方法 () | | 21 労働安 | | 第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講す | |
| ① 適用基準等 | 1)公共建築工事標準仕様書(建築工事編) | | アスベスト成形板等解体時の留意点1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 | | 法に基づ災害防止 | | 青負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の | 請負契約を締結することにより得ら |
| | 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版) 2) 建築工事標準詳細図 | | 可能であれば湿潤状態(散水)として作業を進めること。 飛散されない様にすること。 | | | | | |
| <u>—</u> бл. | 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版) | | 3. 派取されない様にすること。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 | | 22 不正軽 用の禁止 | | たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出 | !入東市を今む、)並びに建設機械 |
| 般 类 ^{② 施工条件} | 施工方法及び検査に関する事項 | | 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 | | 7,107,7,11 | の燃料として、不正 | 経油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定 | |
| 通 | ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 | | ・ 現場において再利用を図るもの () | | | てはならない。 2) 調査の協力 | | |
| 事 | ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 | | ・ 再資源化を図るもの・ ロンクリート塊・ アスファルトコンクリート塊 | | | | 用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければな よう管理及び監督しなければならない。 | たらない。また、受注者は下請負者 |
| 項 | ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に | | ● 建設発生木材 | | | 3) 是正措置 | | |
| Д | 監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させない | | 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する | る法律、資源の有効な利用の | | | 由の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければな 判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しな | |
| | よう万全の注意を払うこと。 | | 促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。 | 産物適正処理推進要綱」に従 | 2.3 屋外広 | 告物 屋外広告物を設置する | 場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告 | f業の登録事業者であること。 |
| | ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 | | い過例に定任し、血自貝にメーノエヘドA、DZ、D宗で使小すること。 | | | | | |
| | ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市 | | | | | | | |
| | ※ 工事期间中、工事に起因し成行施政吸損等を与えた場合は、工事請負有の負性において迷やかに現状後にすることもに印 監督員に報告書を提出すること。 | 4 特别到立始标识 | 再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が [・] | 1倍田以上の工事については | | | | |
| | ※ 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監員立合いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 | 4 建設副座物情報 交換システムの | | | ② ① 足場 | | 「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21: | |
| | ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 | 利用 | すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、エ | 工事完了時にはシステムへ実績 | 仮 | | 準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場と による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型: | |
| | なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 作業着手までの校内調査は、事前に学校及び市監督員の承諾を得るものとし、学校の授業終了後、休日等の行事に影響を | | 報告を行うこと。 | 7787741667777 | ≣ <u>几</u> | 式により行うこと。 | | |
| | 与えない範囲をとする。 ※ 工事作業については、学校運営に支障をきたさないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。 | ⑤ 三重県産業廃棄 | | | (# | (2.2.1) 内部足場の種別 (・) 脚 §2.2.1) 外部足場の種別 ・ (| 立 ・ 足場板 ・ () () | |
| | ※ 屋外仮囲い、撤去工事等の現場への本格着手は7月21日からとする。ただし、学校及び監督員との協議により承諾を | 物税 | から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に ができる。 | に対して支払請求を行うこと | エ | | ・ 適用する ・ 適用しない | |
| | 得た場合は、この限りではない。 ※ 7月23日、24日、25日は学習会が行われるため、廊下床養生及び2階、3階の工事は7月26日から開始すること、 その他の作業については騒音・振動に十分留意すること。 | | なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェス) 求することはできない。 | トの数量の集計)を超えて請 | 事 ② 既存部分 | | | |
| | ※ 9月1日より配膳室を使用するため、市検査課の本検査を受け、8月31日までに引き渡すこと。 | ○ 馬左児中什么女 | | | | (2.3.1) 既存ブラインド・カーテ 養生方法(| ンの養生) | |
| | ※ 工事期間中の学校敷地内は、工事作業員及び工事車両と生徒等との動線交錯が発生するため、安全確保に十分留意し、現場作業日には終日誘導員を配置すること。 | 6 電気保安技術者 (1.3.3) | 適用する | | | 保管場所・構内既 固定された備品、机、口 | | |
| | ※ 工事用水、電力については校内既存の施設を無償で利用できる。但し、学校行事に影響しないよう事前に打合わせのうえ 計画し、施工すること。 | 7 技能士 (1.0.0) | 職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。 | | | 回走された媚品、机、 ¹ ・ 行う ・ 行わな | | |
| | ※ 夏休み中も、屋内運動場等を利用する為、安全に十分配慮すること。なお、夜間開放も予定されている。 | (1. 6. 2) | | | ③ 仮設間仕 | | · A種 | |
| | ※ 作業後の校舎等の施錠については学校側と十分協議を行うこと。 | 8 施工数量調査 (1.5.2) | 調査範囲及び調査方法・・・工種別の特記による | | | | 合板 厚さ ・ 9mm ・ () せっこうボード 厚さ (9.5mm ・ () | |
| | | 9 調査のための | 補修方法 ・ 図示(図面番号:) ・() | | | | 合板又は石こうボードの塗装 · 行う | |
| | | 破壊部分の補修 | mp/JA 四小(四面曲勺· / / / | | | | 政直面別 ・ | |
| | | (1.5.3) | | | 4 監督員事 | 務所 構内建物内の一部を使 | 用する。 | |
| | | 10 建架材料等 | 1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めるこ 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。 | - Ł. | | (2.4.1) ・ 設置する ・ 設置 監督員事務所の規模(i | | |
| | | | | | | 適用 | | |
| | | 1 1 化学物質の濃 度測定 | 測定対象化学物質(●で示したものとする。) | ジクロロベンゼン | | | 20程度 | |
| | | (1. 6. 9) | 学校、教育施設 ● ● ● 住宅 ● ● ● | • | | 監督員事務所の仕上げ 部 位 等 | 仕上げ | |
| | | | その他 • • • • | | | 床 内壁・天井 | 合板張り又はビニール床シート張り 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗 | <u> </u> |
| | | | 測定対象室及び測定個所数 ・ 図示(図面番号:) ・ () 測定方法 (・ パッシブ法 ・ アクティブ法) | | | 屋根 | 装容融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗 | |
| | | | 報告書提出部数 2部 | | 5 監督員事 | | 書棚 黒板・白板 掛時計 温度計 | |
| | | 12 特別な材料の | 改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 | | 備品等 (2. | 4. 1) (b) 数量 組 種類 長靴 | 台 個 個 雨合羽 保護帽 懐中電灯 衣類ロッ | <u></u> 個 カー |
| | | 工法 | | | | 数量 足種類 消火器 | 着 個 個 掃除具 受注者加入電話 冷暖房機器 インター | <u>台</u> ネット |
| | | 13 騒音・振動の 防止 | 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めるこ | | | | FAX | <u> </u> |
| | | | | | | <u> </u> | 6 台 台 | |
| | | 14 工事写真 | 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部 (平成28年版)) に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。 | | 6 仮設便所 | 構内既存の施設 ・ 利用できる ・ | 利用できない | |
| | | (5) 完成図 | 作成する ((・) 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ()) | | (7) -+m: | | | |
| | | | 完成図作図範囲(設計図を訂正) | f A to \ 15 to 15 7 | 7 工事用水 | 横内既存の施設・ 利用できる (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 有償 ・ 利用できない | |
| | | | 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部により提出すること。 | さ言む) にかかる | 8 工事用電 | | | |
| | | 16 完成写真 | ・ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 | | | | 有償 ・ 無償) ・ 利用できない 、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から | 工事に起因する電力料金は、 |
| | | | (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合 | 合には、監督員と協議するこ | | 本工事に含まれる。 | | |
| | | | と。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。 | | 9 交通誘導 | 警備員 配置 ② 図示 現場 | 作業時、常時配置 | 原図:A2 |
| | │ | | 特記 | ┃ 工事名称 | | | 図面内容 | │図面番号 |
| ARCHITECTS | S DESIGN 三重県知事登録 第1-2026号 | | | | 四4400 0 = - | ᅲᇌᇺᇦᅮᆂ | 特記仕様書 1 | A-01 |
| 一 創空 | | | | 津市立栗真小 | 子校給食受人 | 他設 改修工 事 | 縮尺 年月日 | 枚ノ内 口 区分 |
| | <u> </u> | | | | | | | |



```
鋼製建具の性能等級
                                                                            (5.4.2) ・ 簡易気密性ドアセット
        調査項目 ・ ひび割れ部 (・ 幅0.2mm ・ 0.2mm~1.0mm ・ 1.0mm以上)
                                                                                   外部に面する建具の耐風圧
                                                                                    • S-4 • S-5 • S-6
                                                                                   ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級
        調査方法 ・ 打診、目視及びクラックスケール等( ・ 足場 ・ ゴンドラ)
                                                                                  断熱ドアセット、断熱サッシ(等級
        報告書 2部(立面図等に記載、必要に応じて写真添付)
                                                                                  耐震ドアセット(等級
                                                                            (5.4.3) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )
                                       改修工法
                                                                                          JIS G 3317 • Y08 • ( )
                                樹脂注入工法
                                                                            (5.4.4) ・ H>2400又はW>950の建具
                                Uカットシール材充填工法
                                                                                    鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号:
                                シールエ法

    充填工法

                                                                       1 0 鋼製軽量建具
                                                                                  鋼製軽量建具の性能等級
                                樹脂注入工法
                                                                                   (・) 簡易気密性ドアセット
                                Uカットシール材充填⁄工法
                                                                                  ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級
                                                                            (5.5.5)
                                シールエ法
                                                                                 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級
                                                                           (5. 2. 2) (b)
                                充填工法
                                                                           (5.5.3) ・ 耐震ドアセット (等級
                                モルタル塗替え工法
                                                                            (5.5.4) · H>2400又はW>950の建具
                                アンカーピンニング
                                                                           (5.7.3) (a)
                                                                                   鋼板類の厚さ 🕡 図示
                                ・ 部分エポキシ樹脂注入工法
                                                                           (5. 2. 3) (a)
                                ・ 全面エポキシ樹脂注入工法
                                                                                  表面仕上げ
                                全面ポリマーセメントスラリー注入工法
                                                                                   /注入口付アンカーピンニング
                                                                                     ビニル被覆鋼板
                                部分エポキシ樹脂注入工法
                                                                                   ・)カラー鋼板
                               ・ 全面エポキシ樹脂注入工法
                                                                                   ステンレス鋼板(・ HL ・ 鏡面)
                               ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
                                充填工法
                                                                       11 ステンレス製 ステンレス製建具の性能等級
                                モルタル塗替え工法
                                                                                  簡易気密性ドアセット
                               樹脂注入工法
                                                                           (5.6.2) ・ 外部に面する建具の耐風圧
                               Uカットシール材充填工法
                                                                            (5.4.2)
                                                                                    • S-4 • S-5 • S-6
                               タイル部分張替え工法
                                                                                  ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級
                               タイル張替え工法
                                                                                  断熱ドアセット、断熱サッシ(等級
                               アンカーピンニング
                                                                                  ・ 耐震ドアセット(等級
                                ・ 部分エポキシ樹脂注入工法
                               全面エポキシ樹脂注入工法
                                                                            (5.6.3) 材料 · SUS304 · ( )
                               ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
                                注入口付アンカーピンニング
                                                                            (5.6.4) 表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ (
                               ・ 部分エポキシ樹脂注入工法
                                ・ 全面エポキシ樹脂注入工法
                                                                            (5.6.5) 曲げ加工・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
                                ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
                               ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法
                               タイル部分張替え工法
                                                                       (12) 建具用金物
                                                                                  金物の見え掛かり部等の材質等
                               タイル張替え工法
                                                                                   ・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による
                               目地ひび割れ部改修工法
                                                                                    · 図示 (図面番号 :
                               伸縮目地改修工法
                               薄付け仕上塗材塗り
                                                                            (5.7.4) マスターキー ・ 製作する ○ 製作しない ※但し既存マスターキーに適合すること
                               厚付け仕上塗材塗り
                                                                                  引渡用鍵箱・ 必要 
・ 不要
                               複層仕上塗材塗り
                               可とう形改修用仕上塗材塗り
                                                                       13 自動ドア開閉 開閉装置の性能値
                               各種塗料塗り

    図示(図面番号:

                                                                        装置
                               マスチック塗材塗り
                                                                            (5.8.3) センサーの種類
                                                                           (表5.8.3)

    図示(図面番号:

                                                                           (5.8.3)(f) 凍結防止措置 ・ あり ・ なし
(5.1.3) ① カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法
                                                                       (4) 自閉式上吊り 自閉式上吊り引戸装置の性能値
                                                                                   ・ 改修標準仕様書(表5.9.1)による・ ( )
                                                                        引戸装置
                                                                       | 15 重量シャッタ 種類
                                                                                    ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター
                                                                           (5. 10. 2) ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター
                                                                                  耐風圧強度 (Pa以上)
                                                                          (5, 10, 2) (c)
                                                                                  上部電動式(手動併用)上部手動式
                                                                           (表5.10.1)
                                                                          (5. 10. 2) (f) 一般重量シャッターのシャッターケース
                                                                           (5.10.3)
                                                                                 設ける設けない
                                                                                    めっき付着量・ Z12・ F12・ ( )
                                                                       16 軽量シャッタ 開閉形式
                                                                                  上部電動式(手動併用)手動式
                                                                           (5. 11. 2)
                                                                           (表5.11.1) 耐風圧強度 (Pa以上)
                                                                            (5.11.4) スラットの材質及び形状
                                                                                   インターロッキング形オーバーラッピング形
                                                                                   ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ (
                                                                                            JIS G 3322 • AZ90 • ( )
                                                                      17 オーバーヘッ 型式及び機構
                                                                                 セクション材料
                                                                           (5.12.2) ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ
      ・ 合成樹脂製・ ガラス繊維入り合成樹脂製・ ステンレス(SUS316)製
                                                                                  耐風圧強度 (Pa以上)
                                                                                  開閉方式
                                                                                   ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式
                                                                                   スタンダード形・ ローヘッド形・ ハイリフト形・ バーチカル形
                                                                            (5.12.3) ガイドレール
                                                                                   ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板
                                                                                                                                     原図: A 2
```

ARCHITECTS DESIGN 創空間設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

特記

工事名称

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

 図面内容
 特記仕様書 2
 図面番号

 株プ内
 A-02

 縮尺
 年月日

 区分

| 建 | 8 板ガラス (5.13.2)(a) (5.13.4) 1 ガラス留め材 | ② 図示③ シーリング ・ ガスケット() | (6. 5. 2) (e) | ・ 床張り用合板等 部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ 耐水用合板 57ン 特類 2級 C-D 12 | 8 カーペット敷き (6.9.3)(a) (表6.9.1) | 織じゅうたん 種別 パイルの形状 帯電性 品質の程度 A種 ・ カットパイル ・ 人体帯電圧 B種 ・ ループパイル 3KV以下 ・ () C種 ・ カット、ループ併用 ・ () |
|-------------|--|--|---|--|--|---|
| 具改修工 | (5.13.2) (b) グラス溝の寸 法、形状等 (5.13.3) | ・ 図示 (図面番号:) | (6. 5. 5) (a) | - 防腐、防蟻処理 適用部位 図示(図面番号:) 保存処理性能区分() | (6.9.3) (b) (表6.9.2) | 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様) ・ タフテッドカーペット |
| 事 | 2 1 ガラスブロッ ク積み (5.13.5) | 化粧カバー・図示(図面番号:) 工法・図示(図面番号:) 神筝其進はに其づき空まる図におに対応した工法を拡続計画書として提出する | (6.5.6) (a) (1) 6) (b) 表6.5.8 经量鉄骨天井下 | 薬剤の塗布等の処理方法 () ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 () 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 木材 (2) 工法 表6.5.8 (その1) 転ばし大引 (その1) 転ばし大引 | (6. 9. 3) (c) | カット、ループ併用 ニードルパンチカーペット 厚さ (mm) 帯電性 が以下 () |
| ⑥ 内 装 | ① 一般事項 (6.1.3)(b) | 既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 改修部分 改修節 囲 ・ 天井 ・ 図示 (図面番号:) ・ 壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ 床 ・ 図示 (図面番号:) | | 野縁等の種類 | (6.9.3) (d) (表6.9.2) (6.9.3) (e) (6.9.3) (f) (6.9.4) (e) | ・ タイルカーペット 種類 パイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットパイル ・500×500 ・6.5 ・() ・ ループパイル ・() ・() ・() 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8 mm ・()) 見切り、押え金物 ・適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示(図面番号:)) |
| 改修工事 | (6.1.3) (c) (6.1.3) (f) (2) 既存床撤去、下 地補修 (6.2.2) (a) (1) (6.2.2) (a) (2) | 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示 ・ () 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 ・ () 既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない 合成樹脂塗り床材の除去等 | (6. 6. 4) | 既存埋込みインサート 使用する ① 使用しない 既存埋め込みインサート、あと施エアンカーの引き抜き試験 ・ 行う(図示(図面番号:)) ① 行わない 耐震天井 ・ 図示(図面番号:) | 9 合成樹脂塗床(6.10.3)(b)(1)(表6.10.4)(6.10.3)(b)(2)(6.10.3)(c)(表6.10.5)~ | 敷き方 平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ () 階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ () 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 薄膜流し展べ仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流し展べ仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ (・ 平滑) |
| | (6. 2. 2) (a) (5) (6. 2. 2) (c) ③ 既存壁撤去、下 | ・ (□ ・(□) 改修後の床の清掃範囲 | を量鉄骨壁下地 (6.7.3) ごニル床シート、 ごニル床タイル | スタッド、ランナー等の種類 ・ 図示 材料 ・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 | (表6.10.8) 1 O フローリング 張り (6.11.4) | ・ 釘留め工法 材料 ・ フローリングボード 樹種 |
| | 地補修 (6.3.2) (4) 木下地等 (6.5.1)(c) (表6.5.1) (6.5.2)(a)(2) | · () | なびゴム床タイ ・張り (6.8.2) (6.8.2) (a) (6.8.2) (b) | 種類の記号 色柄 厚さ 備考 FS マーフ・ル 2.5mm | (表6.11.2) | (根太張用) ・ A種 ・ なら ・複合フローリング (根太張用) ・ B種 ・ () (根太張用) ・ C種 防湿処理 ・ 図示(図面番号:) ・ 接着工法 |
| | (表6.5.2) ((表6.5.2) (b) (1) | 下地材 ・ A種 ・ B種 造作材 ・ A種 ・ B種 製材 「製材の日本農林規格」による製材 | (6. 8. 2) (c) (1) | 半硬質ビニル床タイル 2.0mm | (表6.11.3) (表6.11.5) | 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード (直張用) ・ フローリングブロック (直張用) ・ 核合 1種フローリング (直張用) ・ A種 ・ なら ・ (直張用) ・ B種 ・ (直張用) ・ B種 ・ () |
| | | 部位 樹種・寸法・形状 等級 含水率 下地用 針葉樹製材 ・ () ・ () 造作用 針葉樹製材 ・ 図示 ・ () ・ () 広葉樹製材 ・ 図示 ・ () ・ () | (6. 8. 2) (c) (2) | 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ビニル床タイル 300×300×7.0mm | (6. 11. 6) (2) | ・ ウレタン樹脂ワニス塗り(1液形、B種) |
| | (6. 5. 2) (b) (2) (6. 5. 2) (b) (3) (表6. 5. 3) | 「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示(図面番号:) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ () 樹種 | (6. 8. 2) (c) (3) | - 耐動荷重性床シート - 耐動荷重性床シート - 種類 性能 厚さ 備考 | ① 1 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1) | オイルステイン塗りのうえワックス塗り 生地のままワックス塗り () 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ① D種 畳表替え |
| | (6. 5. 2) (b) (3) (6. 5. 2) (c) (i) | 代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない 造作用集成材 | (6. 8. 2) (c) (4) | ・ 防滑性床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 FS マープ・ル 2.5mm | (2) せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1) | 材種 種別 厚さ (mm) 単 |
| | | 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 部 位 樹種・寸法 見付け材面の等級 厚さ 造作用集成材 ・図示 (図面番号:) 化粧ばり造作用 ・図示 (図面番号:) 生成材 (図面番号:) 化粧ばり構造用 ・図示 (図面番号:) | (6.8.2) (e) | ゴム床タイル種類 厚さ 備考 | (6. 13. 2) (h) | ・ 木目模様 ・ 9.5(準不燃) ・ ロックウール化粧吸音板 ・ 立体模様 ・ けい酸カルシウム板 ・ 化粧けい酸カルシウム板 ・ 化粧けい酸カルシウム板 ・ 企音シール材 ・ 本目模様 ・ 9.5(準不燃) ・ 9 ・ 立体模様 ・ |
| | (6. 5. 2) (c) (ii) | 造作用集成柱 (図面番号:) 「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号:) 含水率 ・ 15%以下 ・ () | (6. 8. 3) (a) (6. 8. 3) (b) | 工法 下地 | (6. 13. 3) (e) (3) | ・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド |
| | (6.5.2) (d) (i) | 造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 厚さ 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 ・ 図示 ・ () ・ () | | | (6.13.3)(g)(1) (表6.13.5) 13 壁紙張り (6.14.2) | せっこうボードの目地工法 ① 継目処理 ① 突付け ・ 目透し 施工箇所 品質 防火性能 ・ 不燃 ・ 準不燃 |
| | (6. 5. 2) (d) (ii) | [[[[[[[[[[[[[[[[[[[| | | (3.17.2) | - 不燃 · 準不燃 - 不燃 · 準不燃 - 不燃 · 準不燃 |
| | | 一級建築士事務所 訂正 | | 特記 | | 図面内容 |

ARCHITECTS DESIGN 創空間設計

一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

| ⑥ 14 モルタル塗 (6.15.) | | 8 つや有合成樹脂 エマルションペ | 下地種別 | 8 ① 鉄筋 材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mn) (表 \$2.2.1) (|
|--|---|--|---|--|
| 内 装 15 タイル張り 改 (6.16.2 (6.16.5) | | イント塗り (EP-G) (7. 9. 2) ~ (7. 9. 5) (表7. 9. 1) ~ (表7. 9. 4) | | 3 SD345 |
| 修 工 事 | タイルの種類 区分 区分 優地工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 すべり 区分 区分 機器 田類(陶器) 役物 標準・特注色 付有無 | 9 合成樹脂エマ ルションペイン ト塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1) | 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ・ () | (8.2.2) 網目の形状、寸法 鉄線の径 (mm) |
| (6. 16. 3) (b) (⁻ |) 試験張り ・ 行う ・ 行わない 見本焼き ・ 行う ・ 行わない | 1 0 合成樹脂エマ ルション模様塗 料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1) | 種別 - A種 · B種 · C種 | 事 4 鉄筋の継手及び 定着 径 部位 (8.3.4) 重ね継手 ① D16以下 ガス圧接 ・ D19以上 |
| 16 セルフレベ ング材塗り (6.17.3 (6.17.3 | | (表7.11.1) 1 1 ウレタン樹脂 ワニス塗り(UC) (7.12.2) (表7.12.1) | 種別 • A種 • B種 | ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による ・ 図示(図面番号:) |
| 17 断熱材 (9.5.2 | 種類 種別 厚さ (mm) 施工箇所 ・ ビーズ法ポリスチレンフォーム ・ 押出法ポリスチレンフォーム | 1 2 ラッカーエナ メル塗り(LE) (7.13.2) (表7.13.1) | 種別 • A種 • B種 | 手 |
| (9.5.; | ・ A種硬質ウレタンフォーム ・ フェノールフォーム ・ フェノールフォーム | 13 木造保護塗料 塗り(WP) (7.15.2) (表7.15.1) | 種別 • A種 • B種 | |
| | ・ A種1 ・ 急回り等の耐熱材 補修部が、ループトレフ回りの床板 ・ A種2 ・ () ・ A種3 ・ () | 8 の 1 (一般事項) ① 適用範囲 1 | 工事内容 | ⑤ 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 ・ 無し ・ 有り 適用箇所() ・ 有り 適用箇所() 最小かぶり厚さ() ・ 耐久性上不利な部分(塩害を受けるおそれのある部分等) |
| 塗 ② 下地調整 (7.2.1~7.2.1 | | 耐 震 改 修 (8.1.1) | ・ 柱補強工事(連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制震改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 | ● 無し・ 有り 適用箇所()最小かぶり厚さ() mm⑥ 各部配筋・ 図示 |
| 表 (表7.2.1) 改 (表7.2.1) 修 よ な (表7.2.1) 事 | Thu 種別 ひび割れ部の補修 | 工 事 共 通 事 項 | あと施工アンカー工事 コンクリート工事 鉄骨工事 グラウト工事 連続繊維補強工事 スリット新設工事 免震改修、制震改修工事 基礎工事 | 7 ガス圧接 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない (現場打ち鉄筋コンク リート壁の増設工事 及び鉄骨ブレースの 設置工事等) 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所・スパイラル筋 ・鉄筋コンクリート用 ・ R235 ・ 6中 スパイラルの径(mm) ・ 図示 体鋼 ・ () ・ () ・ () スパイラルのピッチ(mm) |
| ③ 錆止め塗料塗 (7.3.2 (7.3.3) (表7.3.3) |) ・ 亜鉛めっき鋼面) ・ A種 ・ B種 ・ C種 | 8 ① 既存部分の撤去 の (8.21.2) | 撤去の範囲 | 8 割裂補強筋 (8. 21. 6) ・ (|
| (表7.3.4 | 朔正の空代空り性別 | 2 耐 震 改 | | 9 鉄筋の機械式継 手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3) (8.4.3) 修正方法 ・ 溶接継手 工法 ・ 機械式継手 ・ 種類 ・ は い と は い と は は い と は は は い と は は は い と は は は は |
| イント塗り(SOP) (7.4.2 (7.4.3~7.4.5 | 下地 種別 ○ 木部 ・ A種 ○ B種 · C種 | 修 エ ② 既存構造体の撤 去 (8.21.2) | 撤去範囲 ・ 図示 既存構造体の撤去 撤去範囲 ・ 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 | 修正方法 () 鉄筋相互のあき () mm (コンクリートエ事ー カンクリートの種別 ・ I 類 ・ I 類 |
| (表7.4.1) (表7.4.3 5 クリヤラッカ・ 塗り(CL) (7.5.2 | ・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 - 種別 木部 ・ A種 ・ B種 | 撤 (8. 22. 2) (8. 23. 2) (8. 24. 2) 去 | 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 範囲 適用 ・既存鉄筋は切断せず残す ・図示(図面番号:) ・全ての撤去部分 ・() ・適用なし | 4 種類及び強度 (8.1.3) (8.1.3) 気乾単位 スランプ (8.1.4) (8.1.4) 適用範囲 気乾単位 スランプ (9) 21 土間CON 2.3t/m3程度 18 (18) (18) 18 |
| (表7.5.) (表7.5.) (表7.5.) (下クリル樹脂: 非水分散形塗: (NAD) (7.7.2.) (表7.7.3.) |) 系 種別 ・ A種 ① B種) | 事 | ・コンクリートの撤去範囲の周囲 ・図示 より一定長さを残し切断する ・(| 改修 (8.9.1) 軽量コンクリートの設計基準強度 工(表8.9.1) (8.9.2) 設計基準強度Fc 種別 気乾単位 容積質量 所要気乾単位 容積質量 事 36 ・ 1 類 ・ 2 類 |
| 7 耐候性塗料塗 (DP) (7.8.2) (7.8.4 (表7.8.1) | 上塗り等級 ・ 1級 (フッ素系) ・ 2級 (シリコン系) ・ 3級 (ポリウレタン系) 下地 種別 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 | | はつりだした鉄筋の処置 | コ ン ク |
| (表7.8.3 | コンクリート面及び | (既存部分の処理) 3 既存構造体コン クリートの表層 目荒らし (8.21.3) (8.22.3) | 平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す 図示(図面番号:) | プ し (コンクリート) セメントの種類 ト ③ コンクリートの ・ () エ 材料 ・ () 事 (8.2.5) ・ 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種 適用箇所 ()) |
| ARCHITECT | 一級建築士事務所 訂正 S DESIGN 三重県知事登録 第1-2026号 | (8. 23. 3) | | 原図: A 2 図面内容 図面内容 |

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

特記仕様書 4 A-04 枚ノ内区分

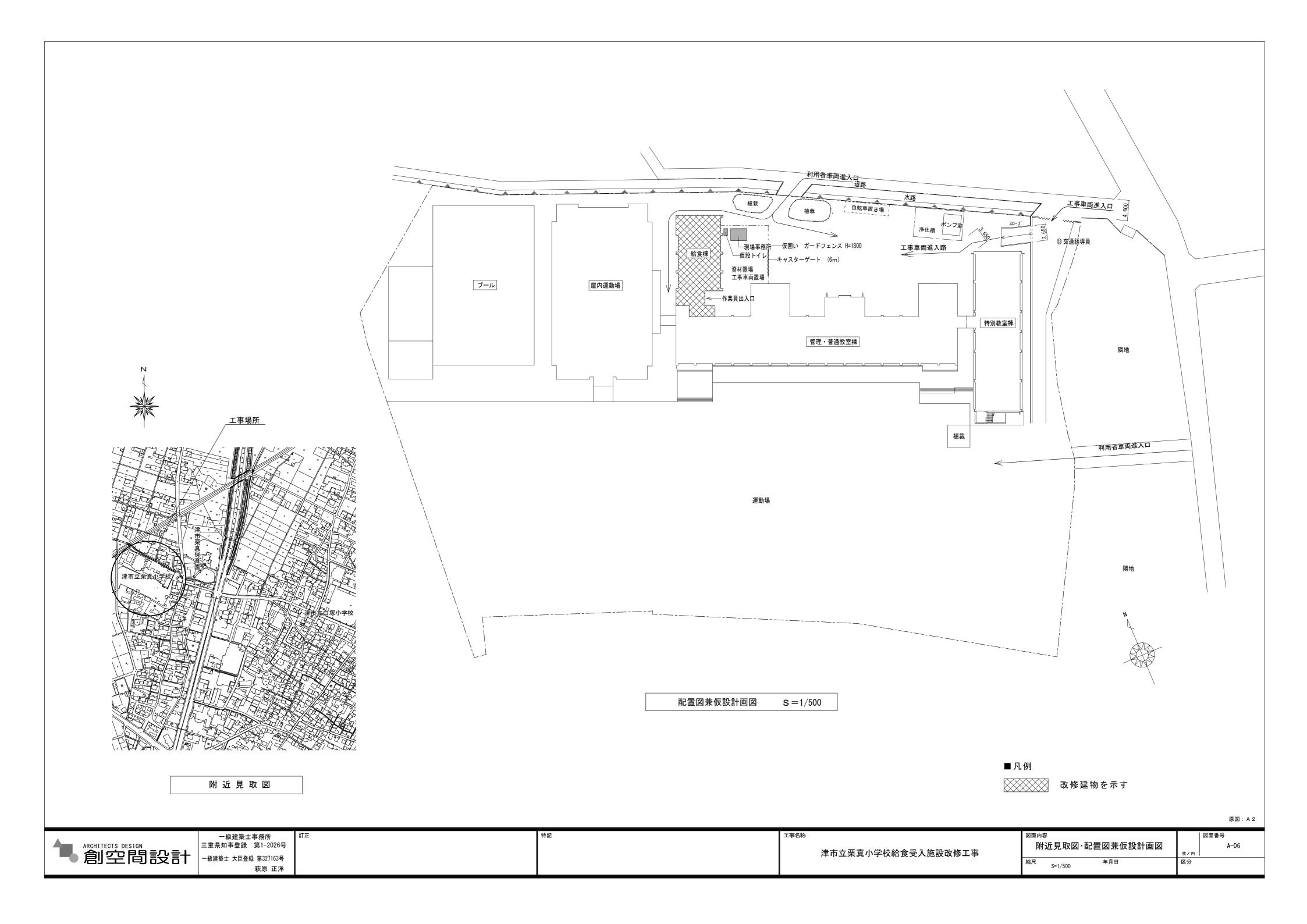
| ト エ | (8. 2. 5) (8. 2. 5) (8. 8. 3) (8. 10. 2) (6) 型枠 (8. 2. 7) (8. 7. 8) | 類できる試験で行い、試験を・特殊な一のでは用えるは、特殊な一のでは用えい。 一切では は は ない で で で で で で で で で で で で で で で で で で | aのアルカリ総量を規制) 6 骨材を使用) N場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、 試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いで デ細骨材 は 3.2.5)(d)(1)による) 3.2.5)(d)(2)による) mm2 ①改修標準(仕様書表8.2.4による) | 「、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信のもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤー | 施 (8. 12. 4) (8. 12. 5) ア ン カ | ・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 (・ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み深さ ・ 図示 (図面番号:) けん断耐力 ・ 図示 (図面番号:) 持合筋の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 接着系 カプセル型回転 ・ 打撃式 ・ 有機系 ・ 無機系径及び埋込み深さ ・ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号:) けん断耐力 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の種類 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の種類 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号:) から を施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない 穿孔 埋込み配管等の探査の方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。・ はつり出しによる。・ () あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ・ 実施しない確認試験方法 ・ 改修標準仕様書(8.11.5)による ・ () 体証強度 ・ () ・ は認強度 ・ () 場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー・接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー・接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー | | 耐震補強工事 スリット新設工事 4 | 付着強度試験 ・実施する (JIS A6909に準拠する) 試験数量 (|))))) |
|--------|---|---|--|---|--|--|-------------------|--|--|---|
| | 7 暑中コンクリート (8.10.2) 8 無筋コンクリート (8.11.1) | ・ 改修標準仕様書(8.2.7 ・ 改修標準仕様書(8.2.7 ・ 材種() 構造体強度補正値(S) ・ 6N/mm2 ・ (構造体強度補正値(S) ・ 18N/mm2 ・ (スランプ ・ 15cm ・ 18cm | 7)(g)(2)(ii)による 規格())) ・() | | 8 1 鉄骨製作工場 の (8.1.5) 6 2 施工管理技術者 | 径[nm] ・ D10 長さ[nm] ・ 増打壁厚 - 40 ・ () 彫込み深さ[nm] ・ 5 d (d: シアコネクタの径)以上 ・ () 間隔[nm] ・ 500×500 シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない ・ ((株)日本鉄骨評価センター又は株全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるがから認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ・ R ・ M ・ H ・ S 施工管理技術者 (鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の適用 |) レードとして国士交通大臣 | の 1 (8. 28. 2) 1 (8. 28. 3) 0 その他 工事 | 既存杭の撤去 ・ 図示 (図面番号:) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 建設発生土の処理 ・ 自由処分 ・ 処分地指定 処分地 () ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km 山留めの撤去 ・ 撤去 ・ 存置 | |
| | リート壁の増設工事 、溶接金網巻き工法 及び溶接閉鎖フープ 巻き工法) 9 コンクリートの 打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5) | 補強工法 現場打ち鉄筋コンクリート壁 の増設工事 | 打設工法 ・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b) ・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c) ・工法指定なし ・ () | 部位 ・全ての増設壁 ・図示(図面番号:) ・() ・全ての増設壁 ・図示(図面番号:) ・() ・全ての増設壁 ・図示(図面番号:) ・() ・図示(図面番号:) ・() | 震 改修 工事 4 高カボルト (8.2.8) 3 鋼材 (8.2.8) 4 高カボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7) 工事 | 高カボルトの適用 ・ トルシア形高ガボルト 2種 (S10T) ・ JJS形高カボルト 2種 (F10T) | | 環 (9. 1. 1) 境 配 虚 | 施工調査 ・ アスベスト含有建材の事前調査 ・ アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有して 使用の有無について調査し、監督職員に報告する。 調査範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ () 貸与資料 () ・ 分析によるアスベスト含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシド 分析方法 | |
| | | 鉄筋コンクリート柱の溶接金 網巻き工法及び溶接閉鎖フー - プ巻き工法 | ・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b) ・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c) ・工法指定なし ・ () | ・全ての増設壁) ・()) ・全ての増設壁) ・()) ・全ての増設壁) ・図示(図面番号:)) ・()) ・図示(図面番号:)) ・()) | 8 (グラウトエ事) 7 1 モルタル及びグラウト材 (8.2.6) 耐震改修工事 (現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 | ・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.11)による。 無収縮モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.11)(a)による ・ () グラウト材 ・ 改修標準仕様書(8.2.11)(b)による。 増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法 | | | JIS A 1481-1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バ法)による JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採ための定性分析方法)による JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスる | 収及びアスベスト含有の有無を判定する |
| | (8.23.6) 10 増設壁工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7) | 柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・ 発泡プラスチック保温 ・ () 柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示(図面番号: 打ち込みコンクリート又はグ ・ 図示(図面番号: ・ 図示(図面番号: |) | | グラウト工事 2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7) 8 (連続繊維補強エ事) 1 連続繊維シート 等による工法 (8.24.1) 配 | ##位 処理方法 備考 ・ 増設壁の上部 ・ グラウト材を注入 ・ 寸法は図示による ・ () ・ () ・ ()) ・ () ・ ()) 連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・ () | | | サンプル数 1 箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ アスベスト粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点 | 計 点 計 点 計 点 計 点 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | ADOUTEOUS | | 一級建築士事務所 三面県知惠登録 第1-2026号 | | T | 特記 | 工事名称 | | 図面内容 特記仕業書 5 | 原図:A2 |

 ARCHITECTS DESIGN
 三重県知事登録 第1-2026号

 一級建築士 大臣登録 第327163号
 萩原 正洋

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

符記仕様書 5 枚ノ内区分



□ 仕上表

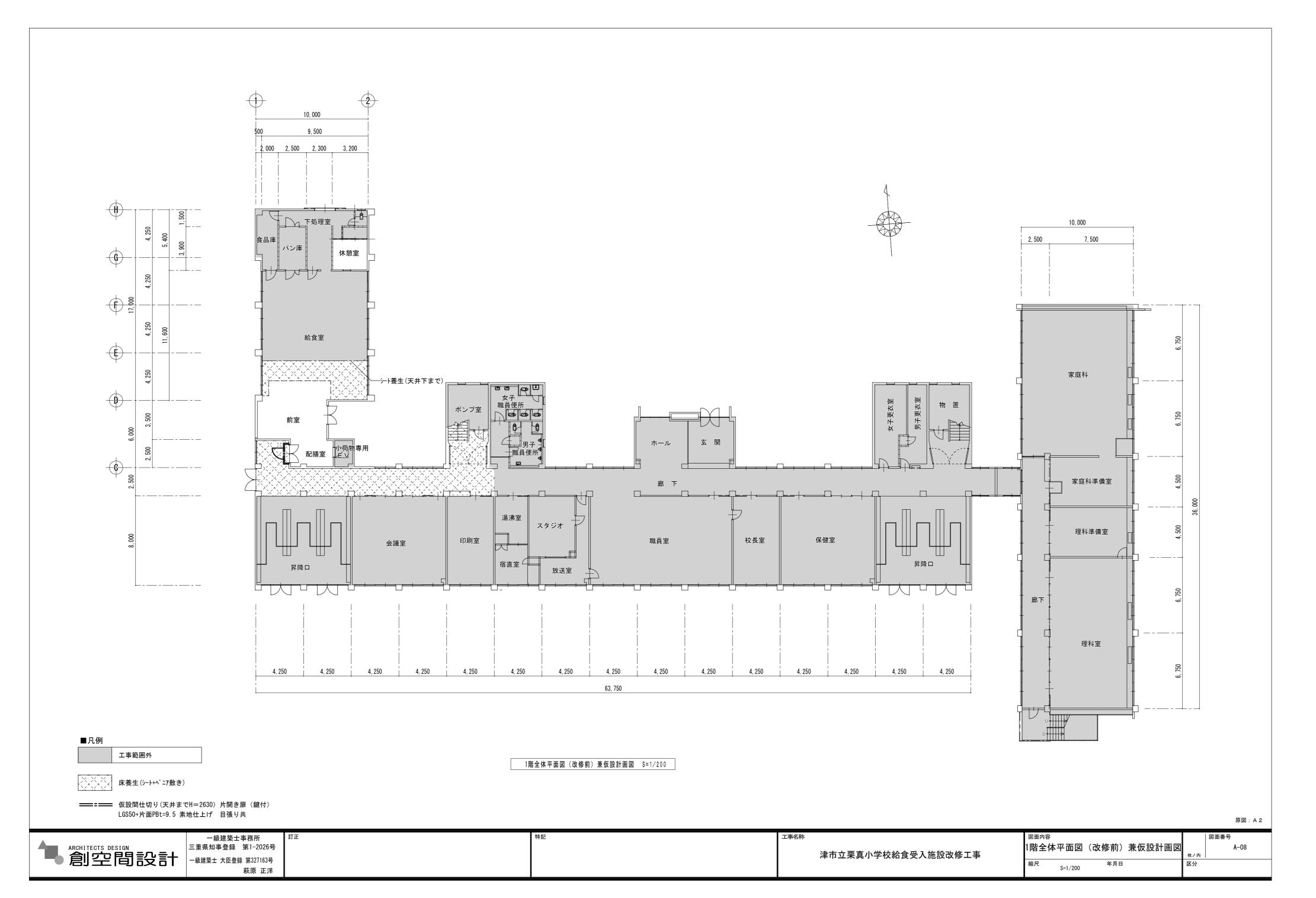
| יום ניי | 仕 上 表 ——————————————————————————————————— | | | | | | | |
|---------|--|-----|----------------------------|----------------------------------|---|---|--------|----------------------------|
| 当 | 室 名 | | 床 | 巾木 | 壁 | 天 井 | 天 井 高 | 備考 |
| | 給食室 | 改修前 | モルタル金コテ仕上げ t=30【既設のまま】 | モルゲル巾木 VP塗【既設のまま】 | モルタル金コテ押エ VP塗【既設のまま】 100角タイル貼 【既設のまま】 | 木下地 けい酸加汐仏板 t=6 VP塗 (一部撤去) | 2, 630 | |
| | 給食室 | 改修後 | 【既設のまま】 | 【既設のまま】 | 【既設のまま】 けい酸カルシウム板t=8 (素地のまま) (新設) | 木下地 けい酸カルシウム板 t=6 VP塗【既設のまま】 LGS下地 けい酸カルシウム板 t=6 NAD塗 (新設) | 2, 630 | |
| | 前室 | 改修前 | モルタル金コテ仕上げ t=30 (撤去) | モルタル巾木 VP塗【既設のまま】 | モルタル金ュテ押エ VP塗【既設のまま】 100角タイル貼 【既設のまま】 | 木下地 けい酸加汐¼板 t=6 VP塗 (撤去) | 2, 630 | |
| i | 新配膳室 | 改修後 | | モルタル巾木 NAD塗替え ソフト巾木 H=300(新設) | EMタル金コテ押I NAD塗替え 100角タイル貼【既設のまま】 けい酸カルシウム板t=6(二重張り) NAD塗 (新設) | LGS下地 化粧PBt9.5 (新設) | 2, 630 | |
| | 配膳室 | 改修前 | モルタル金ュテ仕上げ t=30 (撤去) | モルタル巾木 VP塗【既設のまま】 | モルタル金コテ押エ VP塗【既設のまま】 | 木下地 けい酸加汐¼板 t=6 VP塗【一部撤去】 | 2, 630 | |
| | 配膳室 | 改修後 | | モルタル巾木 NAD塗替え | ₹ルタル金コテ押エ NAD塗替え | 木下地 けい酸カルシウム板 t=6 NAD塗替え LGS下地 けい酸カルシウム板 t=6 NAD塗(新設) | 2, 630 | 小荷物専用EV扉 SOP塗替え |
| | 休憩室 | 改修前 | 畳敷き(撤去) | 畳寄せ【既設のまま】 | ₹ルタル金コテ押エ ジュラクサテン吹付【既設のまま】 | 木下地 化粧PBt9.5 目透し張【既設のまま】 | 2, 440 | |
| | 休憩室 | 改修後 | 畳敷き(新設) | 【既設のまま】 | 【既設のまま】 | 【既設のまま】 | 2, 440 | |
| | 配膳室 | 改修前 | tルタル下地 ピニル床タイルt=2.0【既設のまま】 | ソフト巾木 H=100(撤去) | モルタル金ュテ押エ VP塗【既設のまま】 | 木下地 けい酸加汐仏板 t=6 VP塗 (一部撤去) | 2, 630 | |
| | 配膳室 | 改修後 | 【既設のまま】 | | EMタル金コ7押I NAD塗替え | 木下地 けい酸カルシウム板 t=6 VP塗【既設のまま】 LGS下地 けい酸カルシウム板 t=6 NAD塗 (一部新設) | 2, 630 | 小荷物専用EV扉 SOP塗替え |
| | 配膳室 | 改修前 | ₹ルタル下地 ピニル床タイルt=2.0【既設のまま】 | ソフト巾木 H=100(撤去) | モルタル金ュテ押エ VP塗【既設のまま】 | 木下地 けい酸加沙ウム板 t=6 VP塗【既設のまま】 | 2, 630 | |
| Ė | 配膳室 | 改修後 | 【既設のまま】 | ソフト巾木 H=100(新設) | ₹ルタル金コテ押エ NAD塗替え | 【既設のまま】 | 2, 630 | 小荷物専用EV扉 SOP塗替え、点検扉 SOP塗替え |
| | | | | | | | | |

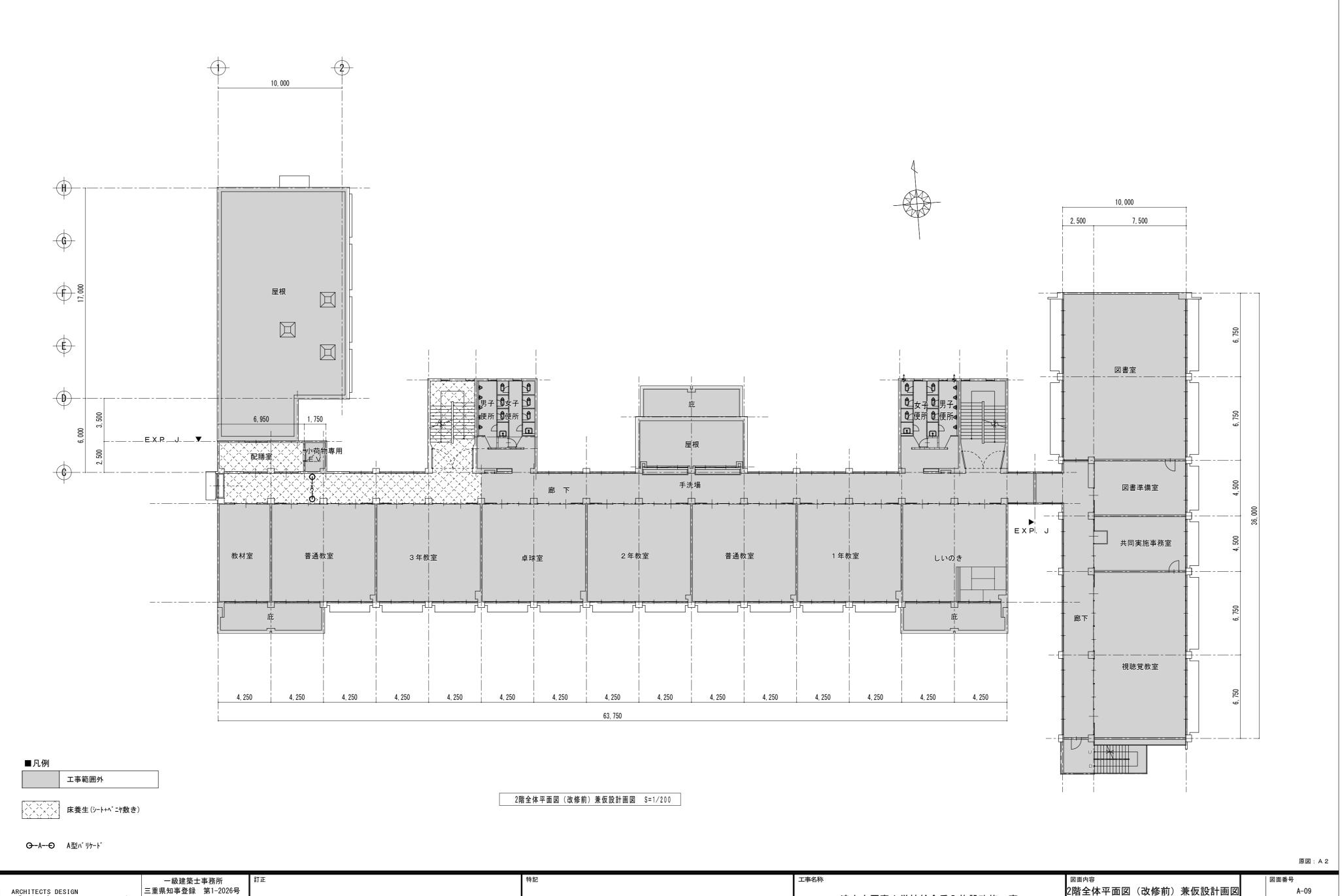
| 一級建築士事務所 |
|---------------------|
| E重県知事登録 第1-2026号 |
| -級建築士 大臣登録 第327163号 |
| 荻頂 正洋 |

特記

^{津市}立栗真小学校給食受入施設改修工事

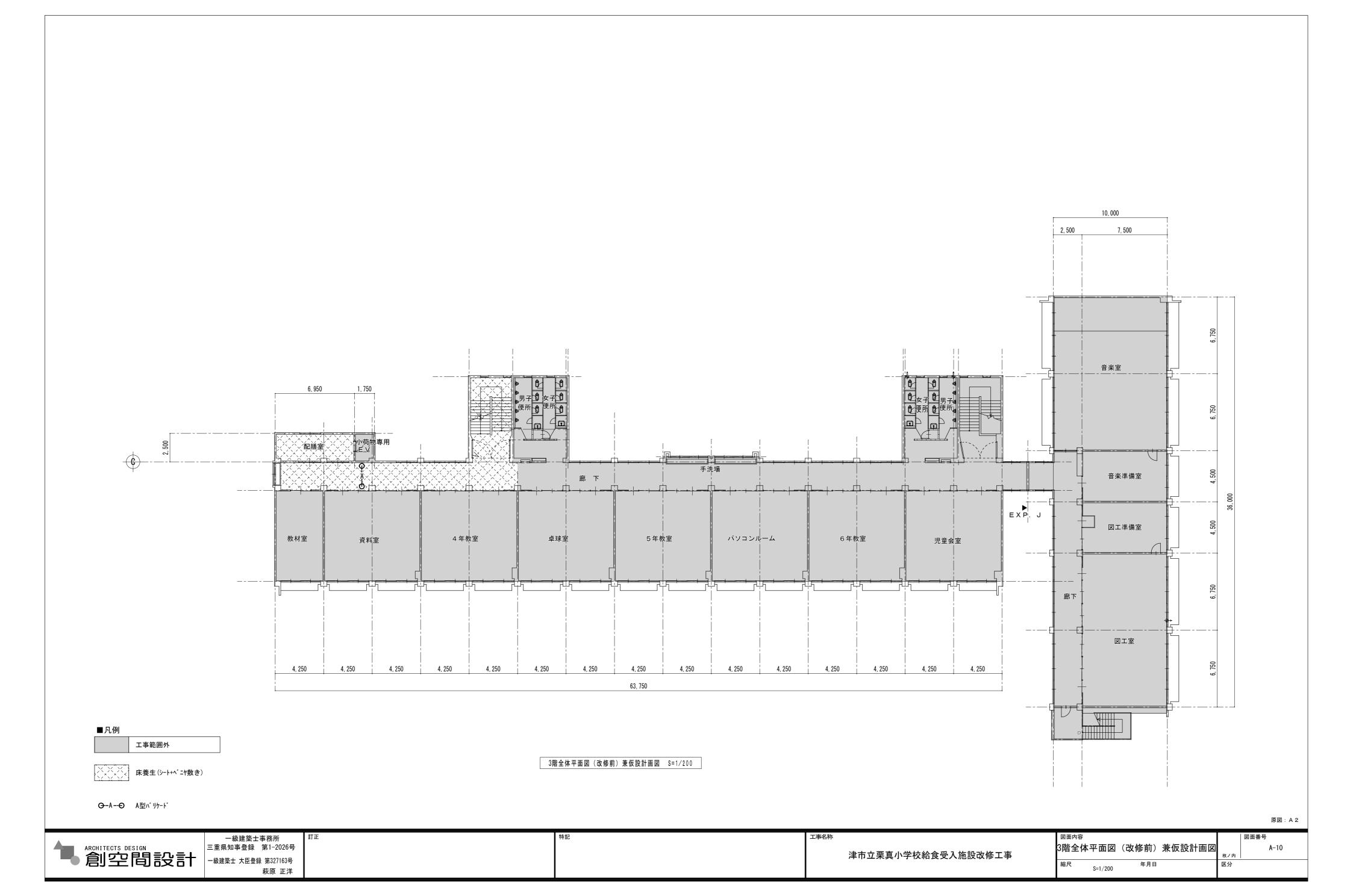
| 図面内容 | | | | 図面番号 |
|------|----|-----|-----|------|
| | | 仕上表 | | A-07 |
| | | | 枚ノ内 | |
| 縮尺 | 図示 | 年月日 | 区分 | |
| | | | | |

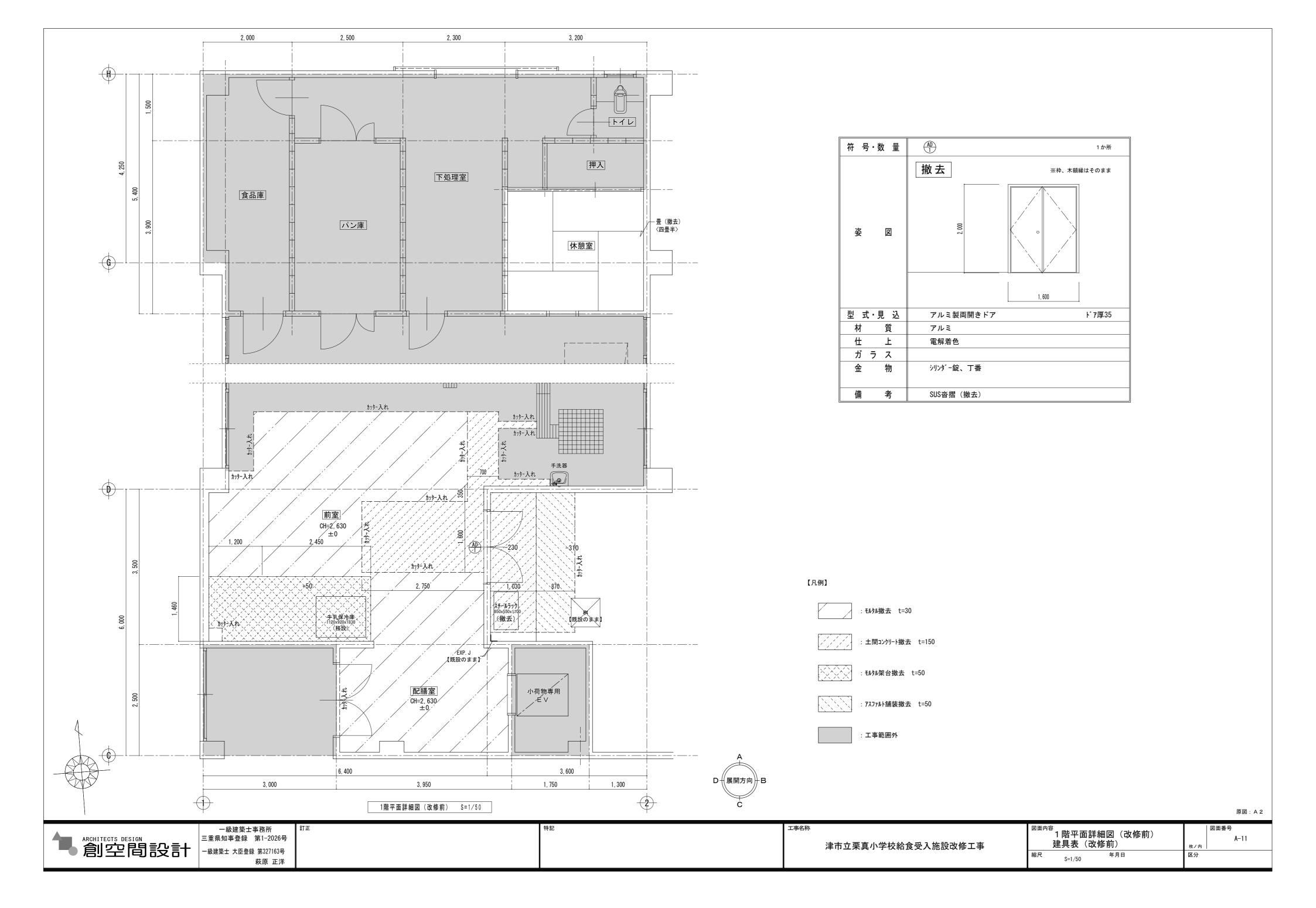


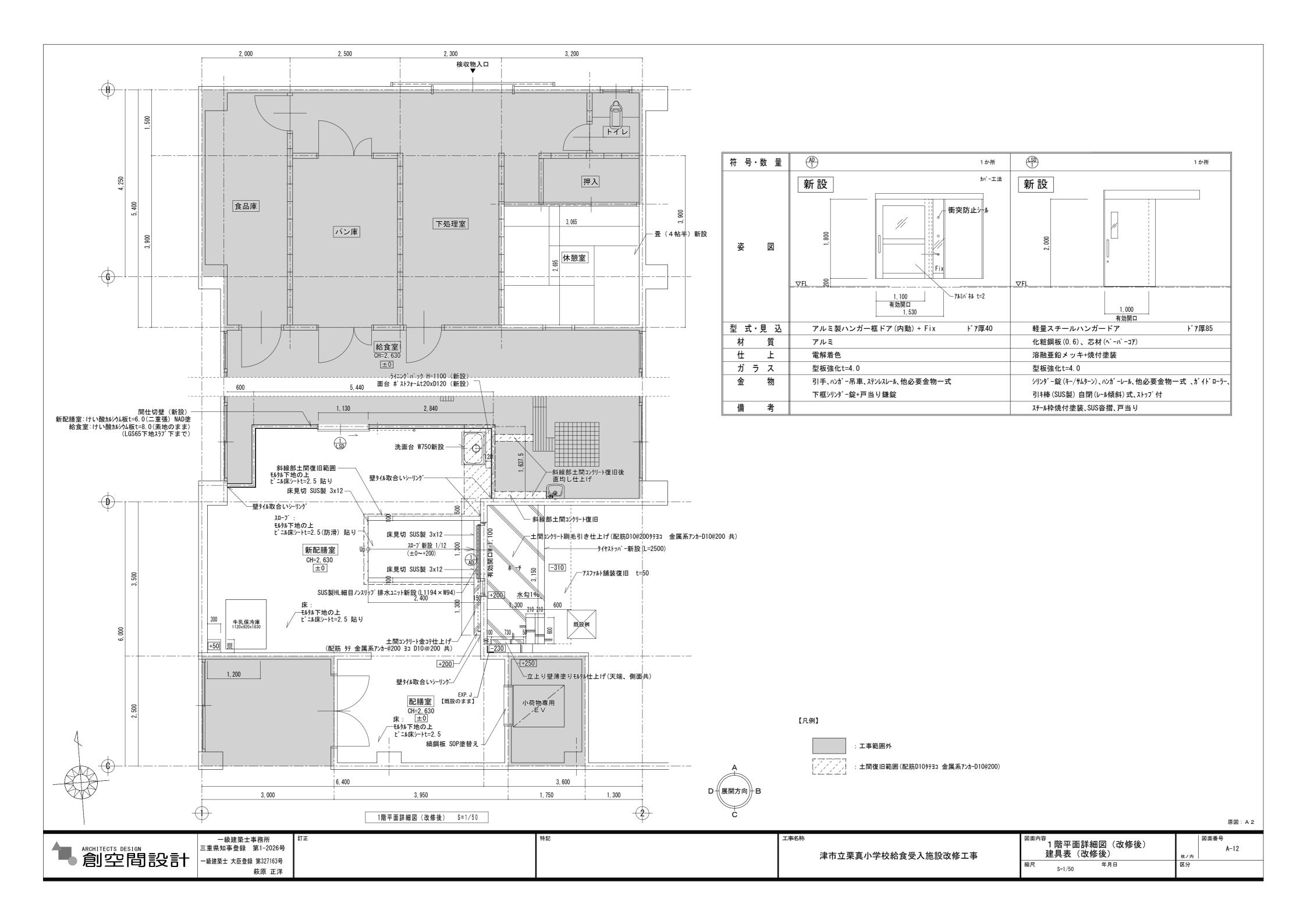


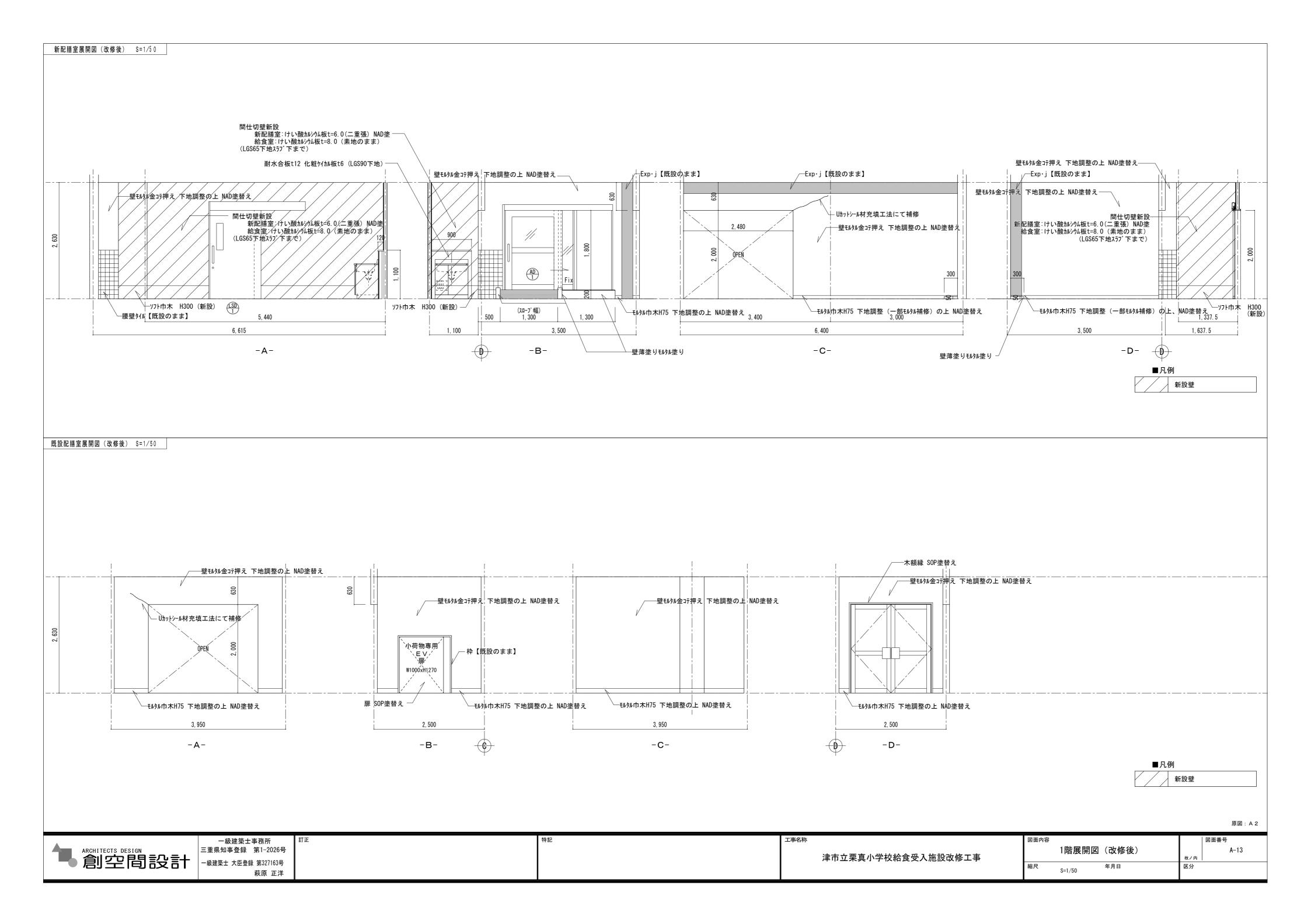
 津市立栗真小学校給食受入施設改修工事
 2階全体平面図(改修前)兼仮設計画図
 A-09

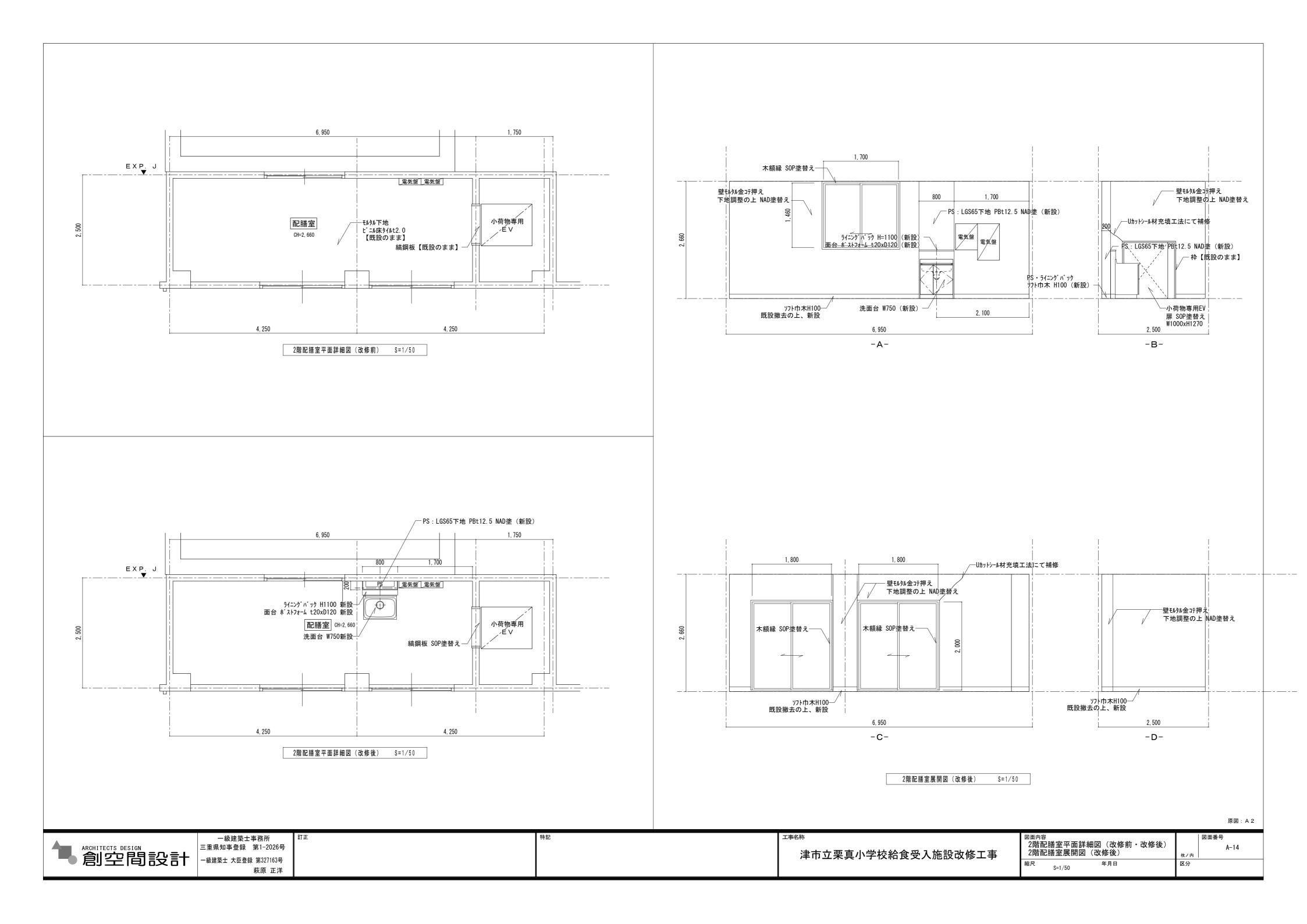
 縮尺
 S=1/200
 F月日
 区分

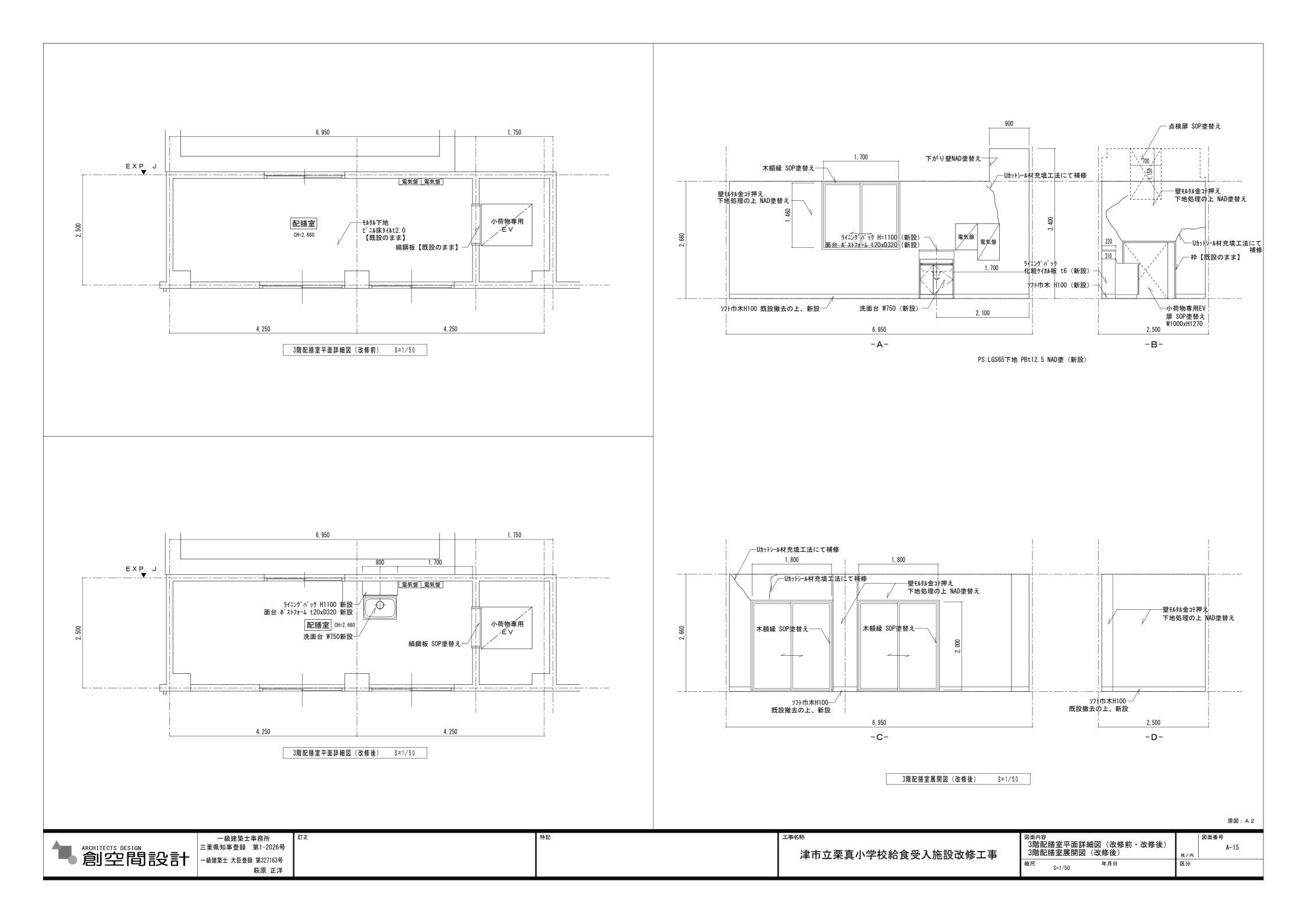


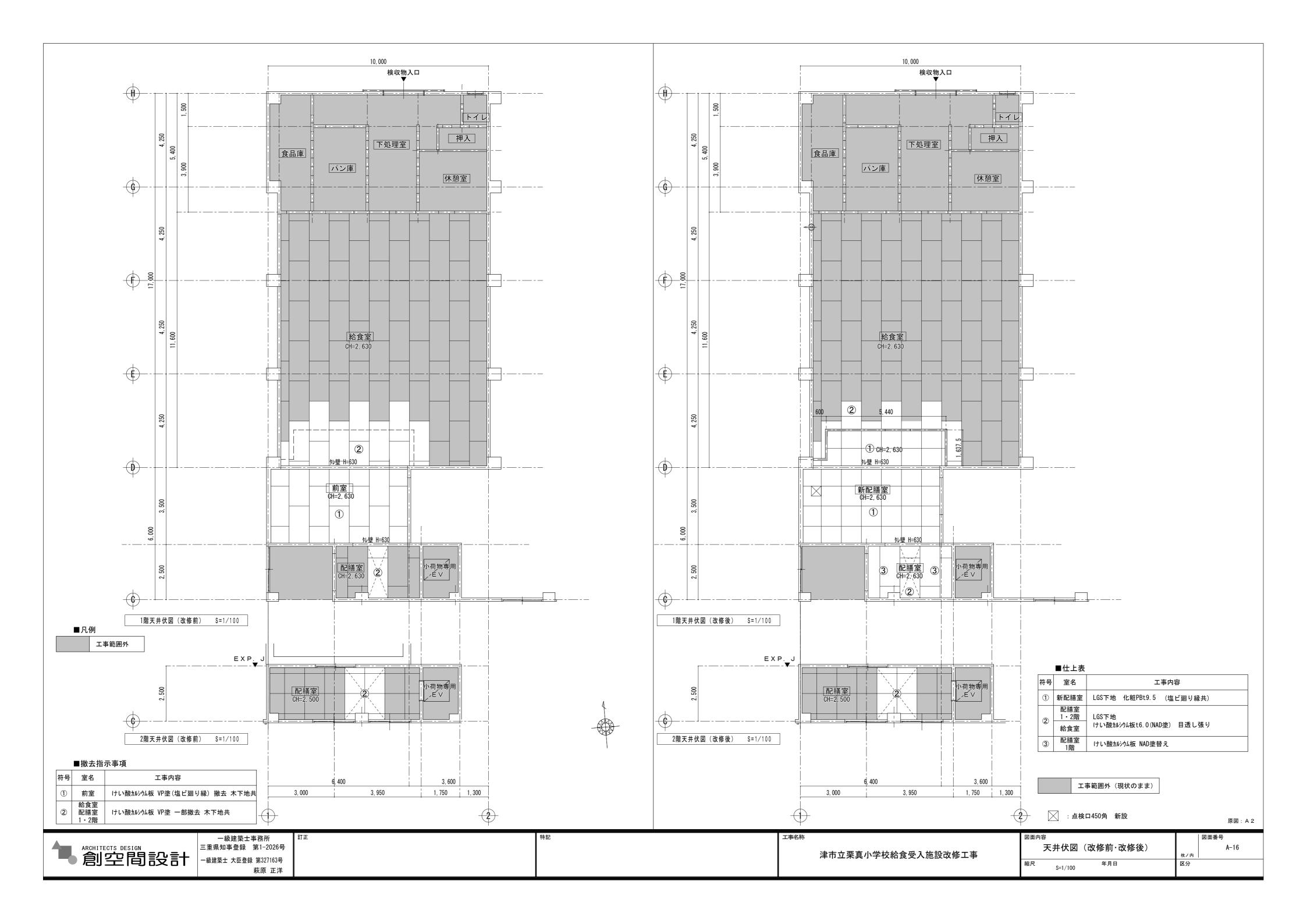


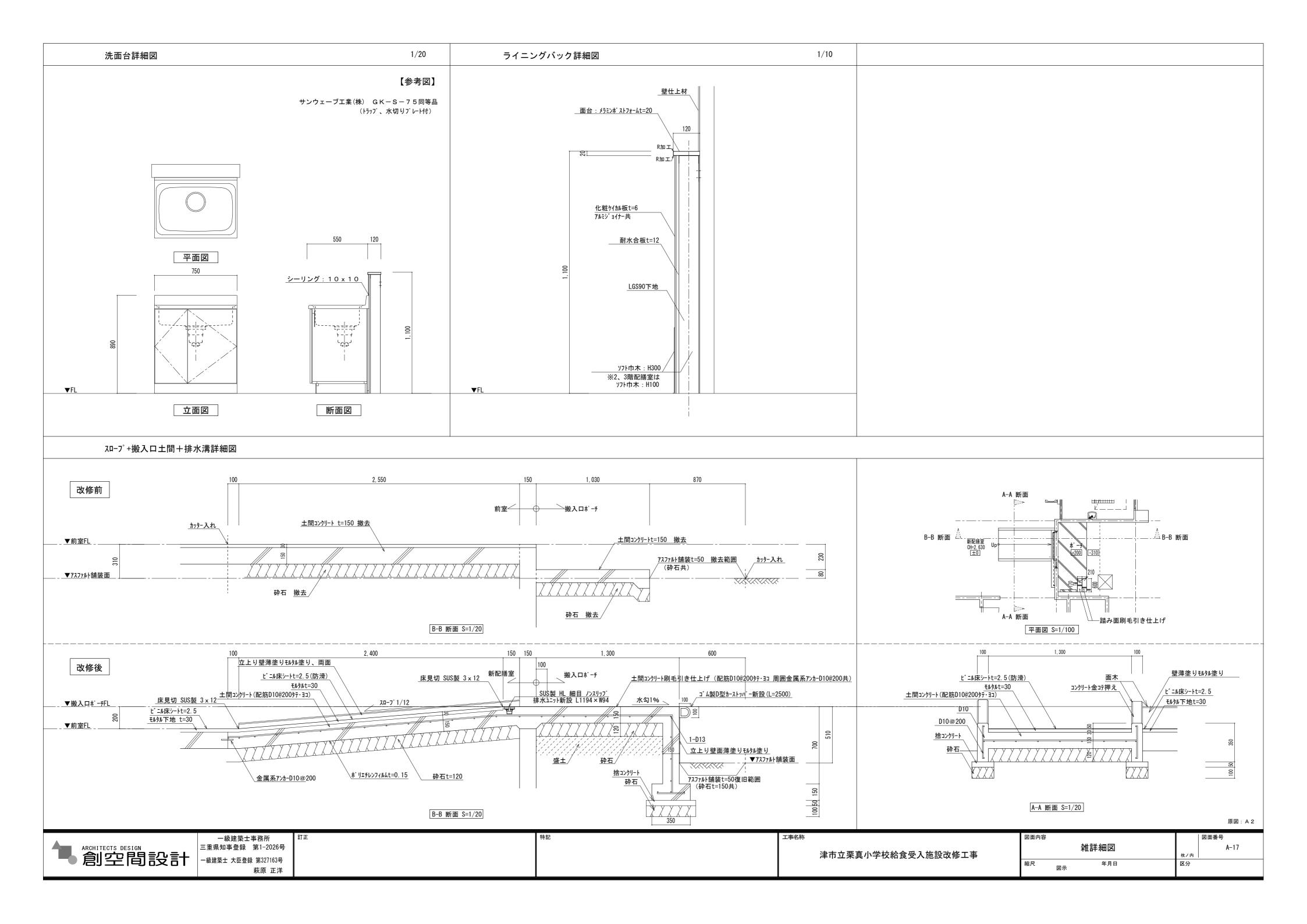












| 備工 | 事特記仕様書 | | | | | | | | |
|-----------------|---|-------|----------------|----------|-----|---------|------------------|---|--|
| 椰男 | <u> </u> | | | | | | | 図面及び特記仕様書に記 | 記載されていない事項については下記による。(最新のものを適用) 官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) |
| 工事 | 名称 建市立栗真小学校 | 校給食受入 | 、施設改修工事 | F | | | | ·国土交通省大臣官房 | 官庁営緒部監修「公共建築設備工事標準因」(世紀五字標 記成6年子標 版版成6年子標) 官庁営緒部監修「公共建築設備工事構準因」(電気設備工事編・機械設備工事編) 官庁営緒部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」 |
| 工事 | 場所 津市栗真中山町地 | 地内 | | | | | | 国土交通省大臣官房官 | 自庁営練部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) 政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」 |
| 建物 | 概要 | | | | | | | | 術基準を定める省令(電気設備技術基準) |
| | 建物概要 | | 構 | 造 | 階 数 | 延べ面積(㎡) | 用途区分 | ・電気工事士法 ・労働安全衛生法 | |
| | | | | | | | 消防法施行令別表第一 | | ・所轄署指導要領を含む。) |
| _ | 管理・普通教室棟 | | RC | | 3階 | | 7項 | ・その他関連法令、関 | 連諸基準 |
| | | | | | | | | 2. 一般共通事項 | |
| | | | | | | | | | 適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 |
| | | | | | | | | 項 目 | 特記事項 |
| | | | | | | | | 1. 一般事項 | (1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下によかつ誠実に施工すること。 |
| | 計 | | | | | (7 | | | (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生した予規される場合については、その都度、監督員と協議すること。 |
| | 種目 工事種目は、下記の〇印のつに | いたもので | ある。 | | | (2 | Eべ面積は建築基準法による表記) | | なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講 こと。 |
| _ | 工 事 種 目 ――――――――――――――――――――――――――――――――― | 理・普通 | 教室棟 | I | 事 | 場所屋 | | | (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直した を行うこと。 |
| 力備 | 電灯設備 | 0 | <i>7</i> 11- | | | | 7 | 2. 施工中の安全確保 及び環境保全 | 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 |
| reti | 動力設備 | 0 | | | | С |) | 3. 足場 | 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月) |
| | 雷保護設備接地設備 | | | | | | | | り、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足り し、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の20 手すり据置方式又は(3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。 |
| | | | | | | | | 4. 三重県産業廃棄物税 | 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度 年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添 |
| <u></u> 力 | 直流電源設備 | | | | | | | 17t | 一年度の4月1日から8月31日までの間に二里県産業廃業物税文払い調水書に産業廃業物税制行証明書を添 て当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 |
| 蔵備 | 交流無停電電源設備 | | | | | | | | なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表 (マニフェストの数量の集計) を超えて請求することはできない。 |
| - | 電力平準化用蓄電設備 | | | | | | | 5. 電気工作物の種類 | ・一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ・事業用電気工作物 |
| | 分散電源エネルギーマネジメントシステム | | | | | | | 6. 電気工事士 | 電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一 気工事士により施工するものとする。 |
| | ディーゼル発電設備 | | | | | | | 7. 有資格者の配置 | (1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 |
| は備 | ガスエンジン発電設備 | | | | | | | 173011111111111111111111111111111111111 | (2)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工ものとする。 |
| | ガスタービン発電設備 | | | | | | | 8. 電気工事業の業務 | 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定 |
| | 太陽光発電設備 | | | | | | | の適止化に関する法 律 | 事項を記載した標識を掲げなければならない。 |
| | 風力発電設備 | | | | | | | 9. 電気主任技術者と | |
| | その他発電設備 | | | | | | | | 電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。 |
| 通信 | 構内情報通信網設備 | | | | | | | 10. 現場事務所等に備 | |
| 青報 | 構内交換設備 | | | | | | | え付ける図書 | ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機 設備工事編) ② マーナー・アーラー・デザイリア・ダー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー |
| 设備 | 情報表示設備 | | | | | | | | ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事 |
| | 映像・音響設備 | | | | | | | | 機械設備工事編) ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備 工事監理指針」 |
| | 拡声設備 | 0 | | | | | | | エ 事 |
| | 誘導支援設備 | 0 | | | | | | | 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 |
| | テレビ共同受信設備 | | | | | | | 11. 1621124 | なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 |
| | テレビ電波障害防除設備 | | | | | | | | や日配上日 四音 |
| | 監視カメラ設備 | | | | | | | | 名種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図 (プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) |
| | 駐車場管制設備 | | | | | | | | 主要機器、重量機器、3%度超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 |
| | 防犯・入退室管理設備 | | | | | | | | ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など |
| | 自動火災報知設備 | 0 | | | | | | 12. 品質計画 | 品質計画については、監督員の承諾を受けること。 |
| | 自動閉鎖設備 | | | | | | | 13. 測定機器の校正等 | |
| | 非常警報設備 | | | | | | | 14. 機器類の能力等 | 機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。 |
| | ガス漏れ火災警報設備 | | | | | | | 15. 工程表 | 関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 |
| _ | 監視制御設備 | | | | | | | | なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。 |
| | 関係設備 | | | | | | | 16. 工事写真 | 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。 |
| | 配電線路 | | | | | | | 17. 完成図書 | ・作成する (・完成図 ・保全に関する資料 ・ ()) ・完成図作図範囲 (設計図を訂正) |
| | 通信線路 | | | | | | | | 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含ける発表に対策するよのとする。また、制本3部(原寸 1部 A3(同期者) 2部(により増出するこ |
| - のf | 也 | | | | | | | 10 15 - 7 15 | は発注者に移譲するものとする。また、製本3部(原寸 1部、A3(見開き) 2部)により提出するこ |
| | | | | | | | | 18. 施工条件 | 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) |
| | | | | | | | | | ・指定あり 指定日(・施設の休業日 ・打ち合わせによる ・その他(2)施工可能時間帯 |
| | | | | | | | | | ・指定なし・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) |
| | | | | | | | | | ・指定あり 指定時間(・()時~()時 ・打ち合わせによる ・その他(|
| | | | | | | | | | 3) 概成工期 ・適用する(工事期日より () 日前) ・適用しない |
| | | | | | | | | | 4) その他 (|
| | | | | | | | | 19. 事故の発生時 | 工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等 サオスニレ |
| | | | | | | | | ე∩ z♠=맜ᡖ੫±-4- | 力すること。 (1) 注色筋 1 倍田以上の工事について、西州姿語の利田以上連邦副産権の撤出がも 2 根本、東洋学出て1 |
| | | | | | | | | 20. 建設副産物 | (1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事 手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設物を搬出する場合)を応工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び 資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 |
| | | | | | | | | | 「東京村所は延失ル告」、(建設制作物を頭山した場合)を行成し、監督員に使出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へ タ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再 等が完了した後に報告書を提出すること。 |

| 1. 発生材の処理等 | (1)引き渡しを要するもの | 2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---------------------------|-------------------|--------------------|--------------|--|--|
| | (上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 | 項 目 | 特 記 事 項 | | | | | | | |
| | (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他 (現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 | 1. 既設設備等の調査 | 既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な訓 を行うこと。 | | | | | | | |
| | なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3) 現場内において再利用を図るもの | | (1)地中埋設管路 1)項目・埋設配管 2)調査範囲・埋設ルー (2)貫通及びはつり | ・構造物 ・ - ・ト ・ その他(| その他(| | | | | |
| | ・発生土 ・その他() | | 1)項 目 ●鉄筋 2)調査範囲 ●施工部分 | | (| | | | | |
| | (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 | | (3)既設との取合い 1)項 目 ●接続箇所 | | ・その他(| | | | | |
| | (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、 | 2. 施工前の測定等 | 2)調査範囲 ●施工部分 改修工事にあたっては、工事 こと。 | ・その他(| | 縁測定等を着. | 工前に行い、 | 監督員に報告 | | |
| 源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び利用に関する法律、ての地関係法市に促い適正に処理を受ける。 監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。) 22. 官公署への手続き エ事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 | | 3. 耐震施工 | (1)想定される地震に対応する (2)耐震計算書を監督員に提出 | | | | | | | |
| | なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他() | 4. 耐震基準 | (1)適用 耐震措置の計算及び施工力 | 法は、最新版の「官」 | | | | | | |
| . 消防法関係の 手続き | (1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。 | | 官庁営繕部監修)及び「建築 (2)設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平 なお、特記なき場合、設計 | 震度を乗じたものと | する。 | [[以法人建築 | 研究 <u>所監修</u>) (| による。 | | |
| . 工事用仮設物 | 音級のFRX (電気設備区面のFRX及の電気設備に関する時力の記入) と11 プロと。 構内への設置 ・できる (施設管理者と協議) ・できない | | 次の、特記なる場合、設計 設計用標準水平震度(Ks) | 「用水平晨度は火によ | ১ | | | | | |
| . 工事用電力、水、 | (1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 | | | | | 耐震安全的 | 性の分類 | | | |
| その他 | (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。 | | 設置場所 | 機器種別 | | の施設 | | の施設 | | |
| 工事中等の保安管理 | 新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等に かかる費用は本工事に含まれる。 | | | 144 00 | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 | | |
| 搬入計画 | 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物 (足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査 | | 上層階、屋上及び塔屋 | 防振支持の機器 | 2. 0 | 1. 5 2. 0 | 1. 5 2. 0 | 1. 0 | | |
| | の方法等を記載し監督員に提出する。 | | | 水槽類 | 2. 0 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 0 | | |
| 製品確認 | 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものと | | 中間階 | 機器 | 1. 5 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 | | |
| 機材等の検査及び | する。 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。 | | | 防振支持の機器 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 5 | 1. 0 | | |
| 験完成確認及び完成 | 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。 | | _ mb m = 0.11 == 0.11 | 水槽類 | 1. 5 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 | | |
| 査時等の電源確保 | | | 1階及び地下階 | 機器 | 1. 0 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 4 | | |
| 完成時の操作説明不正軽油の使用の | タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。 市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建 | | | 水槽類 | 1. 5 | 1. 0 | 1. 0 | 0. 6 | | |
| 禁止 設料 | 設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は | 5. はつり | (1)穴開け及び補修 ・た (2)溝はつり及び補修 ●た | にし ●あり にし ・あり | | | | | | |
| | 下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 | 6. あと施工アンカー | 性能確認試験及び施工確認試験 | | わない | | | | | |
| | 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は 下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならな | 7. 基礎の配線ピット | 基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来が | | | | 李懐設時の | | | |
| その他 | い。 設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。 | 8. 配管・配線の 耐震処置 | 事故時の対応、排水等に配慮す 建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイ | -る。 | ・行 | う・行わ | ない | | | |
| | | 9. 最上階の埋込配管 | 最上階のコンクリート屋根ス | | | | , d. 0 . | | | |
| | | 10. 露出配管 | (1)雨線外など水気のある場所 | | | | | | | |
| | | | (2)壁面配管で人が容易に触れ パーを使用する。 (3)通路部分では床配管を避け (4)監督員の指示がある場合に | 、天井配管の場合は | 原則 2.1 m以 | 上とする。 | 突起のない支 | 持金物又は係 | | |
| | | 11. 合成樹脂管 | (1)合成樹脂管の管端には、こ (2)原則として屋外の露出には | | | | | | | |
| | | 12. 金属製電線管等の塗 装 | (1)露出配管、露出ボックス、 1)屋外、屋内(電気室、機 2)図面に特記なき場合は、 面に指示がある場合はその 3)湿気、水気のある場所及 に塗布すること。(監督) | 械室、EPS、居室、 溶融亜鉛メッキ鋼材 指示による。 びコンクリート埋込る | 原下)、そ 製のポール及 みの金属製位 | の他建築意匠. びアームは塗 | 上必要な箇所。 装しなくても。 | よい。ただし | | |
| | | | 4)仮枠貫通部の金属配管に (2)塗装はエッチングプライマ る。ただし、指定場所及びそ | □は錆止め塗装を施す。 '一1種の下地処理の | こと。 うえ、監督員 | | | | | |
| | | 13. 導入線 | 通線を行わない配管及び配総 を挿入する。ただし、長さ1n | | | | 2mm以上の棱 | 指被覆鉄線 | | |
| | | 14. ボックス類 | 位置ボックス及びジョイント | | | | | る。 | | |
| | | 15. 軽量間仕切のボック ス | 軽量間仕切に位置ボックスを | | | | | | | |
| | | 16. プルボックス | (1)屋外形及び特別に製作されること。 (2)屋外形プルボックスと露出接続する場合は防水パテ等で (3)屋外形プルボックスはボッ | 配管等の接続部は、 シーリングを行う。 | カップリング | 容接等による。 | 。ただし、既 | 設プルボック | | |
| | | 17. ボルト・ナット類 | 屋外に使用する支持金物及び ・ステンレス ・溶融重 | 「ボルト、ナット類で | | | | | | |
| | | 18. ケーブル及び配線 | (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等 | に行き先等表示札(ク | ケーブル種別 | 及びサイズ、 | 行き先、用途 | 等を表示。) | | |
| | | | り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンド (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンオ ・ 2箇所 - 4箇別 2) 架空線式の場合、電柱J ・ 2箇所 - 4 | ニール、ハンドホール[「・・()」 こでケーブル余長を見 |) 箇所 込む箇所数 | 余長を見込む | 箇所数 | | | |
| | | 19. 高圧ケーブル端末処 理 | 高圧ケーブルの端末処理部、 取り付ける。 | 直線接続部等に処理 | 者銘板(屋内: | 外共で、線名 | 、作業日、氏 | 名等を表示。 | | |
| | | | | 直線接続部等に処理 | 者銘板(屋内: | 外共で、線名 | 、作業日、氏 | 名 | | |



一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

工事名称

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

図面内容 電気設備工事特記仕様書 1 年月日

原図: A 2

E-01

図面番号

区分

| 0. 配線器具の設置 | (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。 |
|------------------------|--|
| 1. 照明器具の設置 | (1)コードベンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具(27W以下)を除く。) (2)接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mの絶縁電線(緑線)を添えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。 (5)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。 |
| 2. 照明改修の際の測定 | 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 () 測定回数 () 回 |
| 3. 分電盤、制御盤、キュービクル等 | (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2)屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ポックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。 |
| 4. 受変電設備、発電設 備の設置場所 | (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。 |
| 5. 発電設備の燃料配管 | (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。 |
| 6. 電波関係の計算及び 測定 | (1) 計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 ・施工前 ・躯体上がり時 ・その他() (2) 測定の実施 1) 項目 全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2) 測定時期 ・施工前 ・躯体上がり時 ・施工後 ・その他() 3) 報告書提出部数 ・2部 ・()部 |
| 7. 土工事 | (1) 埋戻しの材料及び工法 ・ B種 (材料:根切り土の中の良質土 / 工法:機器による締固め) ・ その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 特記なき地中埋設配管の深さは、G L — 6 0 0 mm以上とする。 (3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は右振切、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。 |
| 8. ハンドホール、マン ホール | 1) 地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ② 衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3) 高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。 |
| 9. 地中配線路の表示杭 | 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個 |

| -= n | # 20 # 45 |
|--|--|
| 項 目 | 特記事項 |
| 電力設備】 | |
| . 電灯設備 (1)既設等との取り合 | ・無し ●盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他(|
| (-) 100 PD 47 | |
| (2)機器類 | ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯(単独設置) ●コンセント等 ・分電盤、制御盤等・その他(|
| (3)一般照明器具 | 1) 形式 ●公共型 ・一般型 2) 灯具 ・Hf蛍光灯 ●LED灯 ・HID灯 ・その他(|
| | 2 / 八八 |
| | 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 |
| | 7) HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合 飛散防止を施したランプとする。 |
| (4)照明制御装置 | 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ |
| | ・その他(2)調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ●ON/OFF制御 |
| (도) 이 사 (꿈자라우) | ・その他(|
| (5)外灯(単独設置) | 1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他(|
| | (2)配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2)基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他(3)灯具 ・水銀灯 ・ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 |
| | - その他 (4) 安定器 ・一般形高力率形 (BH) ・低始動電流形 ・その他 (|
| | 5) 電源 ・商用電源(60Hz)(・200V ・100V) ・単独電源(・太陽電池式 ・風車式) |
| | ・その他(点灯時間()時間、不日照保証日数()日)・その他(|
| | 6)制御 ・EEスイッチ ・タイマ ・その他 (7)接地 ・単独接地 (・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他 (|
| (6)コンセント等 | ●一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む) |
| (7)分電盤、制御盤等 | 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 |
| | ルニゼロって記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4 サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とす 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 |
| | 37 |
| | 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流 値以上とする。 |
| . 動力設備 | |
| | ・無し ●盤改造 ●配線接続 ・その他(|
| (2)機器類 | ・分電盤、制御盤等・その他(|
| (3)負荷設備 | ・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他(|
| (4)負荷設備への接続 | |
| (5)電動機等の接地 | ・専用接地 ・金属管接地 (7.5 kW以下) |
| | 本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。 |
| 改善 (7)保護継電器 | 過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。 |
| | 1) 銘板には、公共建築工事標準仕棟書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、 |
| (6)刀电壶、响岬壶寺 | が |
| | 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用鋼帯は点検のしやすい場所に設ける。 |
| | 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流 |
| | 値以上とする。 7) 電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。 |
| . 雷保護設備 | |
| (1)避雷針 | 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 |
| | 3)接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4)接地抵抗の測定 |
| | ① 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法② 測定回数 ・ 3回 ・ ()回5) 接地極埋設標を設置する。 |
| (2)雷サージ保護 | 9) 核心慢性政保を改良9 9。 1) 耐雷トランス ・設置(・単相用 ・動力用) ・設置しない |
| ZHAM Z | 2) SPD ・低圧用(・クラスI ・クラスII) ・通信用(・カテゴリC2 ・カテゴリD1 3) 低圧用SPDクラスIの性能 別図による |
| | 4) 通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による |
| (3)電源回路の保護 | 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 |
| (4)通信回線の保護 | 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため |
| | 通信用SPDを設置する。 |
| . 接地設備 (1)接地工事 | 1)種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 |
| (a) | 2)施工・各種単独・共用有り(|
| (2)接地抵抗の測定 | 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・() 回 |
| (3)接地極埋設標 | 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。 |
| 受変電設備】 | |
| 受変電設備 | 高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 |
| (1)既設との取り合い | ・無し ・改造(機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他(|
| (2)機器類 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他(|
| (3)盤類 | 1) 形式 ・キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ・高圧スイッチギア (JEM 1425) (・C X ・CW ・PW ・MW) |
| | ・開放形配電盤 ・その他 (2) 中通路 ・有 ・無 |
| | 3)特記事項 (|

| (5)断路器 | 1) 形式 ・3 極単投 ・単極単投 (避雷器用に限る) 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作(避雷器用に限る) |
|--|--|
| (6)負荷開閉器 | 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ① 操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 |
| | ② 限流ヒューズ ・有(ストライカ付き) ・無 ③ 引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 |
| | 3) 引込柱用 ① 本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 銅製 ② 保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③ 避雷器 ・内蔵 ・無 |
| | 4) 地中引込用 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする |
| (7)変圧器 | 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイヤル温度計 ・有(・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする |
| (8)進相コンデンサ | 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス入 2) その他 ① 内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ② 放電装置を附属又は内蔵すること |
| (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) | 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド 2) 容量 ・6% ・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること |
| (10) 設備不平衡 | 高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。 |
| (11)キュービクル等 | 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 技地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 総線抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 |
| (12) 基礎 | ・本工事 (・2 1 N/mm2 ・1 8 N/mm2)・別途工事 ・既設利用 ・その他 () |
| (13)配線ピット及び蓋 | 1)施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他(2)ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 |
| (14) 設置場所 | ・屋内 ・屋外(・地上 ・屋上) |
| 【電力貯蔵設備】 | |
| 6. 直流電源設備 (1)用途 | ・非常用照明器具電源・受電変設備制御電源・その他(|
| (2)容量 | ・ チャカカボツが会元电源 ・ 文电及政順型呼电源 ・ (の他 () k V A |
| (3)整流装置 | 1) 出力電圧 直流 (・12V ・24V ・48V ・ () V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 |
| (4)蓄電池 | 1)種類 ・鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) |
| | ・アルカリ蓄電池 (・A H ・A M H) ・その他 () 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・ ()℃ |
| 7. 交流無停電電源設備 | 2) 取Ň音电池温度 ・300・1300・2300・一300・() 0 |
| (1)用途 | (|
| (2)容量 | () kVA |
| (3)給電方式 | ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他() |
| (4)整流装置等 (5)蓄電池 | 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 1) 種類 ・鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) |
| (3)雷电池 | ・アルカリ蓄電池(・AH ・AMH) ・その他(|
| (6)性能 | 2) 最低蓄電池温度 · 5°C · 15°C · 25°C · −5°C · ()°C 停電補償時間 () |
| 3. 電力平準化用蓄電設備 | 字电隔Updill () |
| (1)用途 | (|
| (2)機能(3)蓄電池 | ・ピークシフト機能 ・ピークカット機能 ・商用停電時のバックアップ機能 1)種類 ・リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 |
| (3) 雷电池 | 1) (性類 ・ |
| (a) id. by | 6) 補機類・製造者標準・その他(|
| (4)性能 | 1) 交流入出力電気方式 ・三相3線式(・200V ・() V) ・単相2線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・() V) 2) 自立運転 ・する ・しない |
| (=) 51 m/s = | 3) 系統連系 ・する ・しない |
| (5)計測表示 (6)状態・警報表示 | 遠方監視用接点 ・設けない ・設ける (詳細は別図による) 移報用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。 |
| 9. 分散電源 | U. A. S. March D. D. Company |
| エネルキーマネン メントン人テム | 仕様詳細は別図による。 |
| 0. 燃料式発電設備 | 4 \ D\ |
| (1)用途 | 1) 用途 ・防災電源専用(防災認定品) ・防災電源兼用(防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 |
| (2)設置場所 (3)機器 | ・屋内 ・屋外(・普通地域 ・塩害地域)・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ |
| | · その他 () |
| (4)発電装置 | 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式 (・8 5 dB (A) / lm ・ 7 5 dB (A) / lm) 3) 始動時間 (停電検出後) ・ 1 0 秒以内 ・ 4 0 秒以内 ・ () 秒以内 4) 連続運転時間 ・ 2 時間以上 ・ 1 0 時間以上 ・ 7 2 時間以上 ・ 7 2 時間以上 |
| | 4)建就建転時间 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ・72時間以上 ・その他(|
| | |
| | 5)発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・() V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・() V) |
| | 5)発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6 k V ・200 V ・() V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200 V ・100 V ・ () V) ・型相2線式(・200 V ・100 V ・ () V) ・登記を括した () k V A () p s 以上 |
| (5)燃料 | 5)発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・()V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・()V) ② 定格周波数 60Hz ③ 定格出力) kVA |
| | 5) 発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・() V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200V ・100V ・() V) ② 定格周波数 |
| (5)燃料 (6)燃料槽 | 5) 発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・() V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200V ・100V ・() V) ② 定格周波数 |
| | 5) 発電機 ① 電気方式 ・三相3線式 (・6.6 k V ・200 V ・() V)・単相3線式 (200/100V)・単相2線式 (200/100V)・リットのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で |
| | 5)発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6 kV ・200V・() V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200V・100V・() V)・単相2線式(・200V・100V・() V)・単相2線式(・200V・100V・() V)・単相2線式(・200V・100V・() V)・ ・ |
| (6)燃料槽 | 5) 発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・()) V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200V ・100V ・()) V) ② 定格周波数 (5 6.6kV ・200V ・100V ・()) V) ② 定格周波数 (6 6.6kV ・200V ・100V ・()) V) ② 定格周波数 (5 6.6kV ・200V ・100V ・()) V) ② 定格周波数 (5 6.6kV ・200V ・100V ・()) V) ⑥ 原動機 (1) 定格出力 (2) 原動機 (1) 定格出力 (2) 次向方式 ・冷却水循環式 ・その他()) ② 下の他())) りゅり (2) りゅうか (2) りゅうか (2) りゅうか (2) が表する (2) |
| (6)燃料槽 | 5)発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6 k V ・200 V ・() V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200 V ・100 V ・() V)・単相2線式(・200 V ・100 V ・() Ps 以上 ・() Ps 以上 ・() Ps 以上 ・() Ps 以上 ・ラジエター方式 ・冷却水循環式 ・その他() ・ラジエター方式 ・冷却水循環式 ・その他() ・ 指定なし ・その他() ・指定なし ・その他() ・指定なし ・その他() ・ がったがい出槽() リットル・ ・ 上燃料・出槽() リットル・ ・ 上燃料・出槽() リットル・ ・ 上燃料・出槽() リットル・ ・ 上燃料・出槽() リットル・ ・ 屋内型(・ステンレス製 ・ 鋼製)・ ・ 屋内型(・ステンレス製 ・ 鋼製)・ ・ 重視型・ ・ 直埋設)・ ・ こ重数タンク ・ ・ 重数タンク ・ ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ その他() ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 氏設利用 ・ その他() ・ 有 ・ 無 1)材質 ・ステンレス製 ・ 銅製 ・ その他() ・ カ質 ・ 有 ・ 無 |
| (6)燃料槽 | 5)発電機 ①電気方式 ・三相3線式(・6.6 k V ・200 V ・() V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(200/100V ・() V) ② 定格周波数 60 H z ② 定格周波数 () た格出力 () k V A 6)原動機 ① 定格出力 () k V A 6)原動機 ① 定格出力 () k V A 6)原動機 ① 定格出力 () k V A 1)種類 ・軽油 ・ |
| (6)燃料槽 | 5)発電機 ① 電気方式 ・三相3線式(・6.6 k V ・200 V ・() V)・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200 V ・100 V ・() V)・単相2線式(・200 V ・100 V ・() V)・単和2線式(・200 V ・100 V ・() V)・単和2線式 ・60 H z ・ |

| 11. 太陽光発電設備 (1)機器 | ・太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・系統連系保護装置 ・接続箱 ・情報処理装置 ・その他(|
|---|--|
| (2)太陽電池アレイ | 1) 発電能力 公称出力 () kW 2) 架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。 |
| ョナ及び系統連系保 | 1) 出力電気方式 ・三相3線式(・200V ・() V) ・単相3線式(200/100V) |
| 護装置 | ・単相2線式(・200V ・100V ・()V) 2) 定格周波数 60Hz |
| | 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 (4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他 (5) 機能 ・系統連系 (・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) |
| | ・自立運転 ・その他(|
| (4)情報処理装置 | 6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 |
| () INTIA-190E | ・その他(2)記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 |
| (5)仕様詳細 | ・その他(仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。 |
| | |
| 12. 風力発電設備 (1)機器 | ・風車発電装置 ・制御装置 ・系統連系保護装置 ・支持構造物 ・情報処理装置 |
| (2)風車発電装置 | ・その他(発電能力 定格出力() kW |
| (3)制御盤 | 1) 出力電気方式 ・三相3線式(・200V ・() V) |
| | ・単相3線式(200/100V)・単相2線式(・200V ・100V ・()V)2)定格周波数 60Hz |
| | 2 / 上竹同以数 G G G 2 2 3 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 (4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他 (|
| | 5)機能・系統連系(・高圧連系・みなし低圧連系・低圧連系)・自立運転 |
| | ・その他 (6) 系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 |
| (4)支持構造物 | 自重、積載荷重、積雪、振動、衝撃等に対し、安全が確保されたものとする。 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) |
| (5)情報処理装置 | 1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 ・その他(2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 |
| (c)\+ + = +-em | ・その他(|
| (6)仕様詳細 | 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。 |
| 13. その他発電設備 | () の仕様詳細は別図による。 |
| 【通信・情報設備】 14. 構内情報通信網設備 | |
| | 1) LAN ·1000BASE-T ·無線LAN (|
| | ・その他(2)WAN (|
| (2)機器 | ・スイッチ ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイヤウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・機器収納ラック ・アウトレット |
| | ・その他(各機器の仕様詳細は別図による。 |
| (3)ケーブル | 1)幹線系 ・UTP ・光ファイバ ・その他(|
| | 2) 支線系 ・UTP ・光ファイバ ・その他(3) フロア系 ・UTP ・その他(|
| (4)アウトレット | ・ローテンションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他(|
| 15. 構内交換設備 | |
| (1)機器 | ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット・その他(|
| (2)交換装置 | 1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ ・その他 () |
| | ・ボタン電話装置・その他(|
| | 2) 局線応答方式 ・ ・ ・ |
| | ・その他(3)保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他(4) 大型電像(MAD 5) ・ 本工事 ・ |
| | 4) 本配電盤 (MDF) ・自立フレーム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 ・その他 (5) 電源装置 ① 形式 ・別置型 ・一体形 ・その他 (|
| (-) = = = = = !!!! | ② 停電補償時間 ・30分以上 ・()以上 |
| (3)電話機 | 一般電話機 ・ F P電話機 ・ F P コードレス電話機 (無線 L A N 方式) ・ その他 (|
| (4)端子盤類 | ・その他(1)端子盤 ・中継端子盤(IDF) ・室内端子盤 |
| | 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 |
| (5)アウトレット | ・ローテンションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他(|
| 情報表示設備 (1)設備 | ・マルチサイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置 |
| (2)マルチサイン装置 | 1)機器・操作制御部・情報表示像・その他(|
| | 2)通信方式 ・TCP/IP ・その他(3)操作制御部 イメージスキャナ ・有 ・無 4)情報表示盤 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他(|
| (3)出退表示装置 | 1)機器・制御装置・出退表示盤・その他(|
| | 2)出退表示盤 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他(|
| (4)時刻表示装置 | 1) 機器 ・親時計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 ・その他(2) 親時計 ① 形式 ・聖掛型 ・自立型 ・ラックマウント型(ラック架組込) ② 除刺補正機能 ・FM放送受信 (・アンテナ設置 ・ 肝影利用) |
| | ② 時刻補正機能 ・F M放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用)・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 ・既設利用)③ 回線数 () 回線 |
| | ④ 機能・電子チャイム()曲・時報・プログラムタイマ (引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。) |
| | 3) 子時計 ① 方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ② 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 (4) 雷海装置 運転可能時間 (・1 0 時間 ・ (|
| | 4) 電源装置 運転可能時間 (・1 0時間 ・() 時間) 5) 単独時計 ① 方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ・デジタル式 ・屋内 ・屋外 ・その他 (|
| (5) 黎起学士二十二 | ③ 時刻補正機能 · 有 · 無 |
| (5)警報等表示装置 | 1)機器 ・表示盤 ・検出装置 ・その他(2)表示盤 ① 表示方式 ・表示窓式 ・その他(② 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他(3)検出装置 ① 検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他(|
| | ② 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他(|
| | 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。 |

ARCHITECTS DESIGN

= 重県知事登録 第1-2026号

- 級建築士 大臣登録 第327163号

一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 萩原 正洋

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

図面内容 電気設備工事特記仕様書 2 E-02

原図: A 2

| 17. 映像・音響設備 (1)設備 | ・映像機器・音響機器・操作装置 | 23. 駐車場管制 (1)機器 |
|--------------------------|--|-----------------|
| (2)映像機器 | 1)表示機器 ・プロジェクタ (・前面投射式 ・背面投射式) | |
| | ・スクリーン(・反射マット形 ・反射ビーズ形 ・反射ストライブ形 ・透過形 ・その他()) | (2)管制盤 |
| | ・スクリーン巻上装置 (・電動式 ・手動式) ・液晶ディスプレイ | (3)検知器 |
| | 2)付属機器 ・録画再生装置(・HDD ・Blu-ray/DVD ・その他()) ・テレビチューナー(・UHF ・BS ・CS ・その他()) | |
| | ・カメラ ・パソコン ・その他の機器 () | (4)信号灯・ |
| (3)音響機器 | 1) 増幅器 ① 出力 () W | (5)発券機 |
| | ② 方式 ・ステレオ ・モノラル ③ 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 2) 付属機器 ・グラフィックイコライザー ・オーディオミキサー ・電源制御器 | (6)カーゲー |
| | ・録音再生装置(・CD ・メモリオーディオ ・その他())) ・ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他())) | 24 R±X□ . 3.2 |
| | ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン(・電波式(・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・その他の機器() | 24. 防犯・入i |
| | 3)スピーカ ・天井分散配置方式 ・集中配置方式 ・併用方式 ・その他() | (1)設備 (2)防犯装置 |
| (4)操作装置 | 1) 形状 ・卓型 ・キャビネットラック型 ・その他(2) 設置 ・固定式 ・可動式 ・その他(| |
| 18. 拡声設備 | 14 (-70) (1 (-7) (4 (-7) (-7) (-7) (-7) (-7) (-7) (-7) (-7) | |
| (1)機器 | ・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカ ・その他()・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) | |
| (乙)項門由位 | ・非市放送水川 (Lifeは非市放送表画と参照/ ・専用 出力 () W 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 | (3)入退室1 |
| (3)付属機器 | ・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 | (5/八巡主] |
| | ・録音再生装置(・CD ・メモリオーディオ ・その他())) ・アナウンスレコーダ(・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ | |
| | ・その他()) ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン(・電波式(・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) | |
| | ・ 無線マイソロホン (・ 电波式 (・ アログ ・ アンダル) ・ 赤外線式 (・ アログ ・ アログ ・ アンダル) ・ 赤外線式 (・ アログ ・ アログ ・ アログ ・ アンダル) ・ 赤外線式 (・ アログ ・ アログ ・ アログ ・ アンダル) ・ 赤外線式 (・ アログ ・ アログ ・ アログ ・ アンダル) ・ 赤外線式 (・ アログ ・ アログ ・ アログ ・ アログ ・ アンダル) ・ ホーム ・ アログ | |
| (4)操作装置 | ・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 () | |
| (5)スピーカ | ・非常放送兼用(仕様/は非常放送装置を参照) ・専用 結線 ・1W ・3W ・()W | |
| | ・専用 結線 ・1W ・3W ・()W インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () | 25. 自動火災華 |
| 19. 誘導支援設備 | | (1)機器 |
| (1)設備 | ・音声誘導装置 ●インターホン ・トイレ等呼出装置1)検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他() | (2)受信機 |
| (4/日严礽等表直 | 1) 検出方式 ・燃気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 (2) 設置場所 ・屋外 (防雨形) ・屋内 (3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する | |
| | ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他() | (3)副受信機 (表示装置 |
| | 4)機器・制御装置・送信機・受信機・その他(・受信機・その他(5)制御装置・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他() | (4)中継器 |
| | 6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () 7) 受信機 ・スピーカ式 ・イヤホン式 ・その他 () | (5)発信機 |
| (3)インターホン | 1) 用途 ●内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他() | |
| | 2)機能 ●音声通話 ・映像モニタ 3)通話網 ●親子式 ・相互式 ・複合式 | / a \ pi = na |
| | 4) 通話方式 ●同時通話式 · 交互通話式 · その他 ()) 5) 機器 ●親機 ●子機 · その他 () 의機器 | (6)感知器 |
| | 6) 親機 ①形状 ●壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他(②送受話器 ・電話機形 ●マイク形 ・その他(| |
| | 7) 子機 ①形状 ●壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他() | 26. 自動閉鎖記 |
| (4) | ②送受話器 ・電話機形 ●マイク形 ・その他 () | (1)機器 |
| (4)トイレ等呼出装置 | 1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他() 2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他()) | (2)連動制御 |
| | 2.) 機器 ・戦機 ・呼出スイッナ ・蒼戦装直 ・その他() 3.) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他()) 4.) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他()) | |
| 00 = 1 C#====== | 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他 () | (3)感知器 |
| 20. テレビ共同受信設備 (1)受信放送 | ・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他() | |
| (2)機器 | ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他() | (4)自動閉鎖 |
| (3)アンテナ | ・その他() 1)放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他() | (5)自動開鍋 |
| | 2) マスト ・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) ・衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ())) | 27. 非常警報記 |
| | ・その他 () 3)自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () | (1)設備 |
| 21. テレビ電波障害防除設備 | | (2)非常放送 |
| (1)対象戸数 | () 戸 | |
| (2)機器 | ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・ヘッドエンド装置 ・その他() | |
| (3)アンテナ | 1)放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他() 2)マスト ・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) | |
| | 2) マスト ・地上版用 (・壁面取付 ・自立 ・成設利用 ・その他 ()) ・ 衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) ・その他 () | |
| 22. 監視カメラ設備 | 3) 自立用基礎・・本工事・別途工事・既設利用・その他(| |
| 22. 監視ガメフ設備 (1)機器 | ・カメラ ・モニタ装置 ・録画装置 ・ハウジング ・旋回装置 | /a\#L#L.> |
| (2)伝送方式 | ・その他() ・アナログ伝送方式 ・ネットワーク伝送方式 ・その他() | (3)非常ベルサイレンを |
| (3)カメラ | 1) 色方式 ・白黒 ・カラー | 28ガス漏れり |
| | 2) 駆動方式 ・ | 備 (1)機器 |
| (4)モニタ装置 | 1) 色方式 ・白黒 ・カラー | (2)受信機 |
| | 2) モニタ ・液晶 ・PC ・その他(・自立型 ・卓上型 ・壁掛型 ・その他() | (2)交信候 |
| (5)録画装置 | 1) 記憶媒体 デジタル記憶媒体とする。 2) 記憶容量 () | (3)副受信机 |
| | 2) act思谷重 () / () | |
| | ・その他() | (4)検知器 |

| 23. 駐車場管制設備 | |
|--------------------------|---|
| (1)機器 | ・管制盤 ・検知器 ・信号灯 ・警報灯 ・発券機 ・カーゲート ・カードリーダ ・その他 () |
| (2)管制盤 | 1)機能 ・入場管理 ・退場管理 ・発券管理 ・その他() 2)形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・その他() |
| (3)検知器 | 1) 方式 ・赤外線式 ・超音波センサ式 ・ループコイル式 ・その他() 2) 検知器外箱 ・ステンレス製 ・鋼製 |
| | 2) 検出対象車両 四輪軽自動車以上 4) 検出対象速度 ・2~40km/h ・その他(|
| (4)信号灯・警報灯 | 1) 方式 ・発光ダイオード式 ・その他 () 2) 警報音 ・音声 ・ブザー ・その他 ()) |
| (5)発券機 | 3) 外籍 |
| | 2)発券方式 ・入場時発行 ・事前発行 ・その他(|
| (6)カーゲート | ・バー式(・グラスファイバー製 ・アルミ製 ・鋼製(防錆処理))・その他() |
| 24. 防犯・入退室管理設 備 | |
| (1)設備 (2)防犯装置 | ・防犯装置 ・入退室管理装置 1)機器 ・センサ ・制御装置 ・その他(|
| | 2) センサ ・パッシブセンサ ・赤外線センサ ・画像センサ ・マグネットセンサ ・ガラス破壊センサ ・その他() |
| | 3) 制御装置 ① 形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () ② 時刻補正機能 ・FM放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) |
| | ************************************ |
| (3)入退室管理装置 | ・その他 () 1) 機器 ・制御装置 ・認識部 |
| (0)//221442 | ・電気錠(・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事・既設利用) ・セキュリティゲート・その他() |
| | 2) 制御装置 ① 形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () ② 時刻補正機能 ・FM放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) Fが放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) |
| | ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ・その他 () ③ 基本機能 施解錠制御、許可・不許可設定、設定データバックアップ機能、こじ開け警報 |
| | の搭載は必須とする。 ④ 特記機能 ・遠隔施解錠制御 ・スケジュール設定制御 ・記録機能 ・照明空調制御 |
| | ・防災防犯インテグレーション機能 ・その他() 3)認識部 ・パイオメトリックス() ・暗証番号 ・磁気カード ・ICカード ・その他() |
| OF 4-41 1 /// | ・その他 () () () () () () () () () (|
| 25. 自動火災報知設備 (1)機器 | ・受信機 ・副受信機 (表示装置) ・中継器 ・発信機 ●感知器 |
| (2)受信機 | ・その他(1)型式 ・P型1級 ・P型2級 ・R型 |
| | 2) 回線教 ・ () 回線 ・ () アドレス 3) 試験機能 ・ 自動試験機能 ・ 遠隔試験機能 ・ 遠隔試験機能 + 3 を表示 ・ 後合盤組込 ・ 自立型 ・ その他 ()) |
| (3)副受信機 | 4)盤形式 ・複合盤組込 ・自立型 ・壁掛型 ・その他(1)盤形式 ・自立型 ・壁掛型 ・その他(2)回線数 ・()回線 ・(|
| (表示装置) | 2)回線数 ・ ()回線 ・ ()アドレス 3)表示装置の仕様詳細は別図による。 |
| (4)中継器 | 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 1)型式 ・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級 |
| (5)発信機 | 1) 空式 ・アトレストリー・ドージー (板) ・ドージン (板) |
| | 3)設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 () |
| (6)感知器 | 1)型式 ・アドレス付 ●一般型 2)種類 ●熱感知器 ・煙感知器 ・炎感知器 |
| | 3) 試験機能 ●自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 設置場所 ●屋内(・一般 ●防水 ・防爆 ・防食 ・その他()) ・屋外(・防水 ・その他()) |
| 26. 自動閉鎖設備 | En Cole Cole Cole |
| (1)機器 | ・連動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置 ・その他() |
| (2)連動制御器 | 1) 制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 ・その他 () |
| | 2)回線数 ()回線(適方復帰機構 ()回路) 3)設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 |
| (3)感知器 | 1)型式 ・アドレス付 ・一般型 2)種類 煙感知器 (-2種 ・3種) |
| | 3) 試験機能 ・ 直駒試験機能 ・ 遠隔試験機能 4) 設置場所 ・ 屋内(・一般 ・ 防水 ・ 防爆 ・ 防食 ・ その他 ())) ・屋外(・ 防水 ・ その他 ())) |
| (4)自動閉鎖装置 | 1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他(2) 施工 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他(|
| (5)自動開錠装置 | 1) 方式 ・電気錠 ・その他 () |
| 27. 非常警報設備 | 2)施工 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他() |
| (1)設備 (2)非常放送装置 | ・非常放送装置 ・非常ベル 1)消防法基準適合マーク品とする。 |
| 、= / 7F 四.从心衣但 | 2)機器 ・増幅器 ・スピーカ ・非常用リモコンマイク ・その他() |
| | 3) 増幅器 ① 出力 (|
| | (3) 形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他 () () () 機能 ・マイク放送 ・自動火災報知設備連動放送 ・緊急地震速報設備連動放送 ・その他 ()) |
| | ⑤ 用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 4)スピーカ ① 結線 ・1W ・3W ・()W |
| | ② インピーダンス ・Lo形 ③ 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他(④ 用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 |
| | 5) 非常用リモコンマイク 型式 ・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他 () |
| (3)非常ベル (自動式 サイレンを含む) | 1)機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他(2)設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込 |
| | ・その他(|
| 28. ガス漏れ火災警報設備 (1) 機器 | |
| (1)機器 | ・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器 ・ を の他 () |
| (2)受信機 | 1)回線数 ()回線数 () 回線 2)種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 3)設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などとの複合盤 |
| (2)레코두배 | ・その他 (|
| (3)副受信機 | 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などとの複合盤 ・その他 () |
| (4)検知器 | 1) 動作 ・単独(単独動作) ・連動(受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・A C 1 0 0 V ・D C 2 4 V (受信機等から供給) ・その他 () 3) ガス検知出力信号 ・ 4 電圧出力方式 ・無電圧接点方式 |
| | 。,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| | |

| 【中央監視制御設備】 | |
|-----------------------------|---|
| 29. 中央監視制御設備 (1)監視制御対象設備 | ・動力設備 ・受変電設備 ・発電設備 ・火災報知設備 |
| (2)既設との取り合い | ・その他 (・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他 (|
| (3)機器 | ・ 監視操作装置 ・ 信号処理装置 ・ 記録装置 ・ 伝送装置 ・ 端末装置 |
| (4)機能 | ・その他 () () () () () () () () () (|
| (5)監視操作装置 | 1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・その他 () |
| | 2)表示装置 ・液晶ディスプレイ ・その他(|
| (6)信号処理装置 | 1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・ラック型 ・卓上型 ・その他 () 2) 設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他 () |
| (7)記録装置 | 1)形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・ラック型 ・卓上型 ・その他() 2)設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他() 3)装置 ・ブリンタ ・記録メディア() ・その他() |
| 【医療関係設備】 | |
| 30. 非接地電源用分電盤 (1)機器 | ・絶縁変圧器 ・絶縁監視装置 ・電流監視装置 ・ 医用接地センタボディー |
| (2)仕様詳細 | ・その他 () () () () () () () () () (|
| 31. ナースコール設備 | |
| (1)形式 | ・基本形ナースコール装置 ・携帯形ナースコール装置 ・情報表示形ナースコール装置 ・病床ユニット |
| (2)仕様詳細 | 仕様詳細は別図による。 |
| 【構内配電線路】 32. 構内配電線路 | |
| (1)配線方式 | ・地中線式(・直埋 ・管路) ・架空線式(・直接 ・ちょう架線添架) ・建築物等添架式(・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他()) |
| (2)建柱 | ・その他 (1)施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・その他 (|
| (2)娃性 | 1 |
| | 3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線(保護ガード ・有 ・無) 4) 装柱材料 ・有(電力仕様) ・無 5) 銘板 ・有 ・無 |
| (3)装柱機器 (高圧用) | 1) 機器 ・ 期閉器 ・ 遊雷器 ・ カットアウト ・ 碍子 ・ その他 () 2) 耐環境性 ・ 一般用 ・ 耐塩用 |
| | 3) 開閉器 仕様は 5. 受変電設備 (6)負荷開閉器 による。 |
| (4)装柱機器 (低圧用) | 1)機器 ・開閉器 ・開閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 - その他 (|
| (5)ハンドホール、 マンホール | 1)形式 ・ブロック式 ・現場打ち |
| (6)鋳鉄蓋 | 1) 鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 |
| | 1)種類 ・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP |
| 材料 | ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2 倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。 |
| 【構内通信線路】 33. 構内通信線路 | |
| (1)用途 | ・電話用 ・拡声用 ・時刻表示用 ・火災報知用 ・非常警報用 ・インターホン用 ・テレビ共同受信用 ・防犯用 ・制御用 ・その他() |
| (2)配線方式 | ・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちょう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ())) |
| | ・建業物等が栄工(・路面配管 ・隠蔽配管 ・ての他()) |
| (3)建柱 | 1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト |
| | ・その他(・3)支持材・根かせ・根はじき・根巻き・底板・支線(保護ガード・有・無) 4)装柱材料・有・無 5)銘板・有・無 |
| (4)ハンドホール、 マンホール | 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 ・2 箇所 ・4 箇所 ・() 箇所 |
| (5)鋳鉄蓋 | 1) 鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 |
| (6)地中ケーブル保護 材料 | 1) 種類 ・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他() |
| 741 | 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2 倍長 ・その他 (4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。 |
| 【その他】 34. 消火器 | |
| 04. /A/Au | 1) 設置 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 消火器 種別()、数量()本 3) 消火器収納箱 材質()、数量()面 |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | 名 称 | 側点 | 取付高さ (mm) | 備考 |
|--------|--------------|--------|------------------|--|
| 電力 | 接地端子盤 | 床上~下端 | AXITED C (IIIII) | ин 73 |
| 电刀 | 取引用計器 | 地上~窓中心 | 1,800~2,000 | |
| | 引込開閉器 | 床上~中心 | 1,800~2,000 | |
| 電灯 | 分電盤 | 床上~中心 | | 上端1,900mm |
| | スイッチ | 床上~中心 | | O 1, O O O mm |
| | コンセント (一般) | 床上~中心 | | O 4 O O mm |
| | コンセント (和室) | 床上~中心 | 200 | |
| | コンセント (台上) | 床上~中心 | 150 | |
| | コンセント (WP) | 床上~中心 | 1,000 | |
| | コンセント (地下) | 床上~中心 | 1,000 | |
| | コンセント (土間) | 床上~中心 | 500 | |
| | ブラケット (一般) | 床上~中心 | 2,100~2,300 | |
| | ブラケット (鏡上) | 鏡上端~中心 | 150 | |
| | ブラケット (処理場) | 床上~中心 | 2,500 | |
| 助力 | 壁掛型制御盤 | 床上~中心 | | 上端1,900mm |
| | 手元開閉器 | 床上~中心 | 1,500 | |
| | 操作スイッチ | 床上~中心 | 1,300 | |
| 電話 | 端子盤 | 床上~下端 | 300 | |
| | | 床上~中心 | 2,000 | |
| | 壁位置ボックス | 床上~中心 | 300 | |
| | 壁位置ボックス(和室) | 床上~中心 | 200 | |
| 時計・拡声 | 壁掛型親時計 | 床上~中心 | 1,500 | 上端1,900mm |
| | 子時計 | 床上~中心 | 2,300 | |
| | 壁掛型スピーカ | 床上~中心 | 2,300 | 2,500mm |
| | アッテネータ | 床上~中心 | 1,300 | |
| 表示 | 表示器 | 床上~中心 | 2,300 | |
| | 壁付発信器 | 床上~中心 | 1,300 | |
| | ベル・ブザー・チャイム | 床上~中心 | 2,300 | |
| インターホン | 壁付インターホン | 床上~中心 | 1,300 | |
| | 壁位置ボックス | 床上~中心 | 3 0 0 | |
| | 壁位置ボックス(和室) | 床上~中心 | 2 0 0 | |
| | 子機 (身障者用) | 床上~中心 | 1,100 | |
| | 呼出しボタン(身障者用) | 床上~中心 | 800~950 | 便座先端から後方へ100〜200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm |
| | 表示灯(身障者用) | 床上~中心 | 1,800 | |
| テレビ | 機器収容箱 | 床上~中心 | 2,000 | |
| | 直列ユニット | 床上~中心 | 3 0 0 | |
| | 直列ユニット(和室) | 床上~中心 | 200 | |
| 火災報知 | 受信機・副受信機 | 床上~中心 | 1,500 | |
| | 発信器 | 床上~中心 | 1, 3 0 0 | |
| | 表示灯 | 床上~中心 | 1,800 | |
| | ベル | 床上~中心 | 2,300 | |

参考資料:高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)

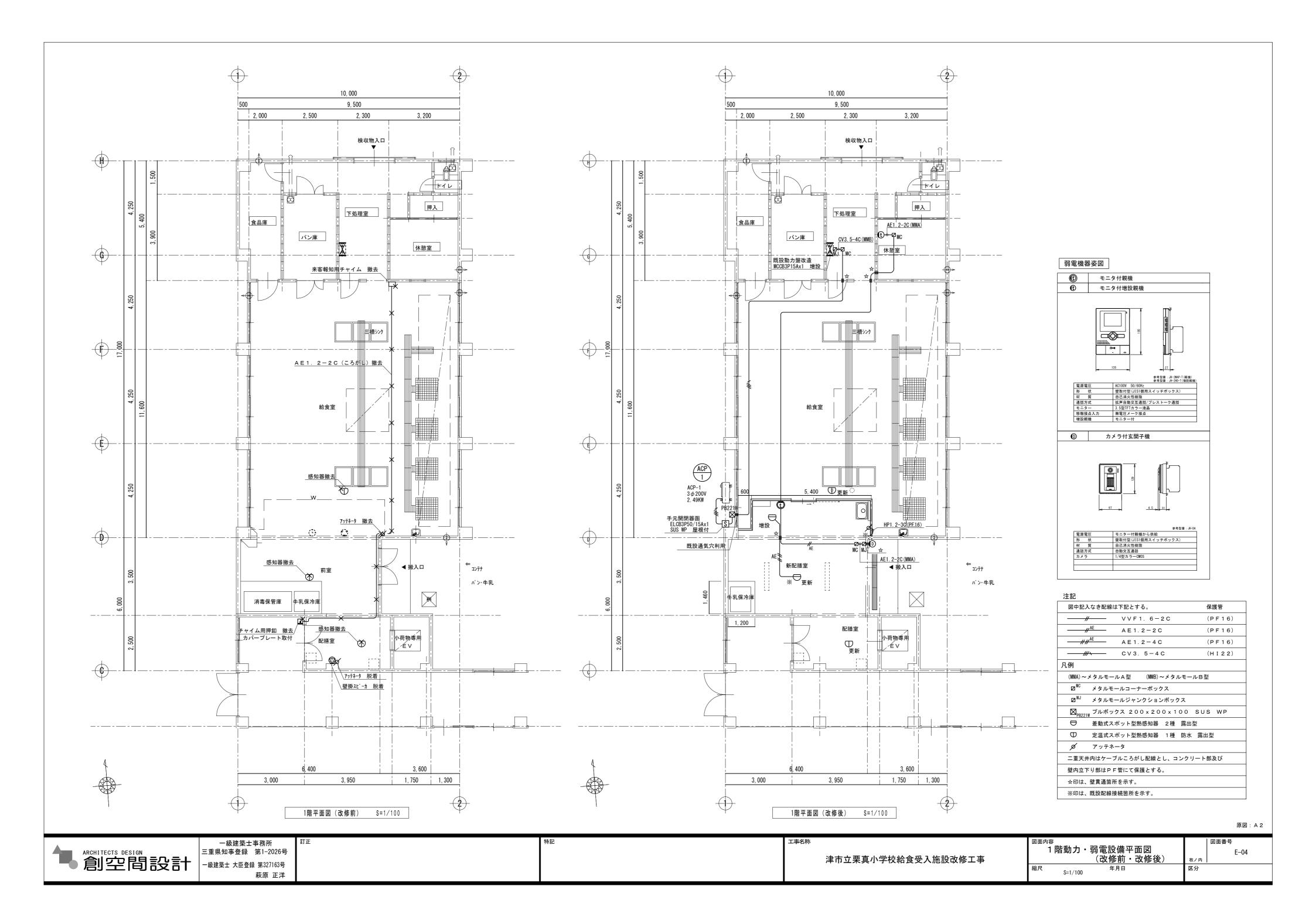
原図:A 2

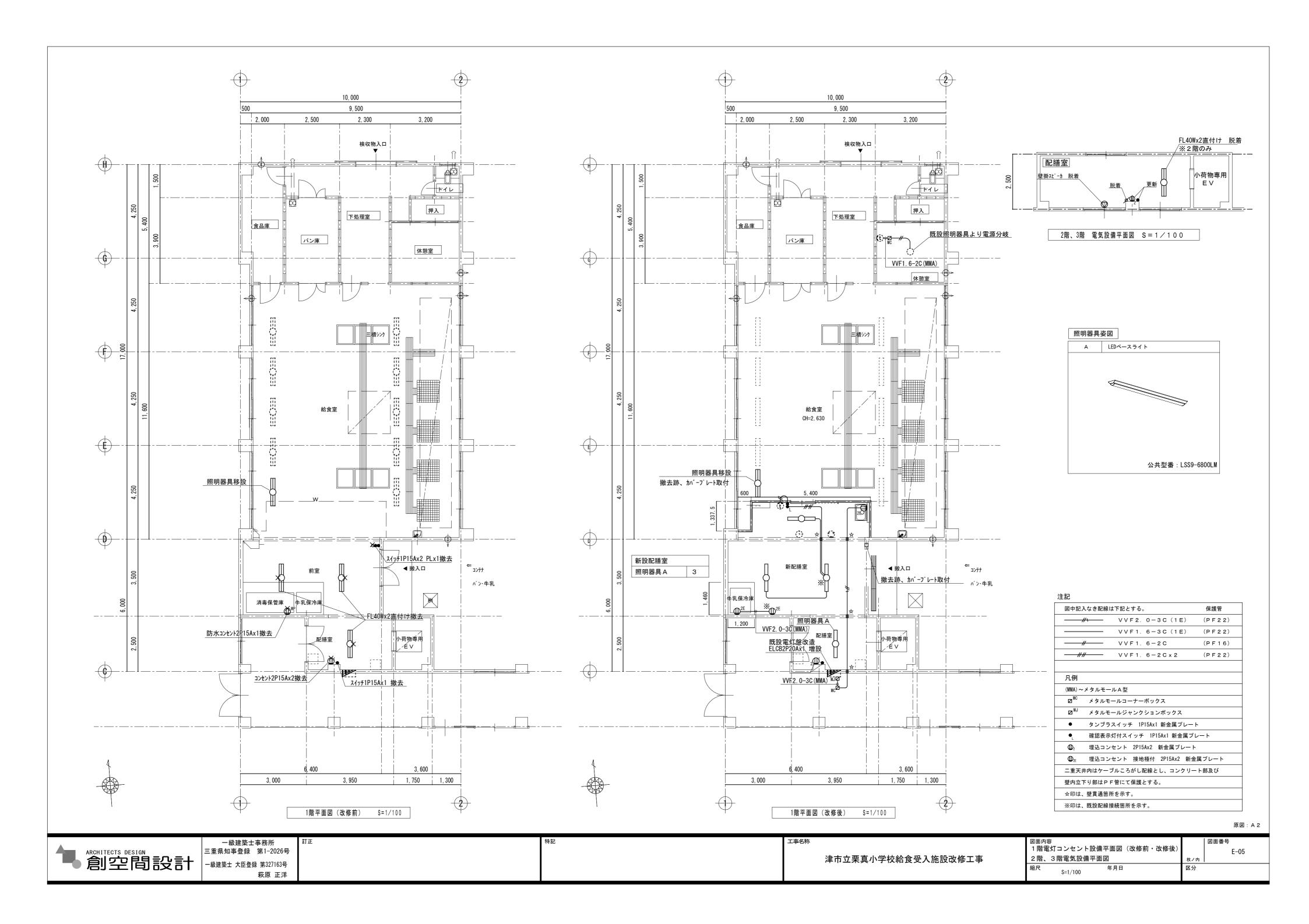
| ARCHITECTS DESIGN 創空間設計 |
|----------------------------|
| |

一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

電気設備工事特記仕様書 3 E-03 縮尺 年月日 区分





```
(11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる
  機械設備工事特記仕様書
                                                                                                                                                                                                工事細目
                                                                                                                                 (23) その他
           津市立栗真小学校給食受入施設改修工事
 1 工事名称
                                                                 1) 引渡しを要するもの (
                                                                                                                                                                                                          如八めに配答話れる本面ナス担合は 図表内に明むナスーし
                                                                                                                                   1) 使用機械
                                                                    上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
                                                                                                                                      低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2 工事場所
            津市 栗真中山町 地内
                                                                 2) 特別管理産業廃棄物 (
                                                                                                                                   2) 測定機器の校正記録
3 建築概要
                                                                    処理方法 (
                                                                                                                                      工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
                                                                 3) 現場内において再利用を図るもの 口発生土 口その他(
            消施令の適用
                                                                                                                                      測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に
4 適用基準
            図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
                                                                 4) 再資源化を図るもの ( 🗆 コンクリート塊 🗎 アスファルトコンクリート塊
                                                                                □ 建設発生木材
                                                                                                                                      提示すること。
            国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
                                                                                                                                   3) フロン回収及び充填
                                                                 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図る
             「公共建築工事標準仕様書(建築、電気、機械設備工事編)平成28年版」
                                                                                                                                      当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化
                                                                    ものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
             「公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気、機械設備工事編)平成28年版」
                                                                                                                                      及び管理の適正化に関する法律(平成27年4月1日施行)等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者
             「公共建築設備工事標準図(電気、機械設備工事編)平成28年版」
                                                                    引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に
                                                                   関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する
             「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」
                                                                    法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、
            独立行政法人 建築研究所監修
                                                                    監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)
             「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」
                                                                (12) 電気保安技術者
            下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、
                                                                              ■ 適用しない
            ■印のついたものを適用する。
                                                                  □ 適用する
                                                               (13) 施工条件
                                                                                                                              6 工事種目 給排水衛生設備工事
                                                                 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
5 一般事項
                                                                                                                                      □ 屋外給水設備工事
                                                                                                                                                       ■ 屋内給水設備工事
                                                                                                                                                                        □ 屋外排水設備工事
                                                                  1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり
                                                                                                      □ 指定なし
                                                                                                                                      ■ 屋内排水通気設備工事
   工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員
                                                                                                                                                       ■ 衛生器具設備工事
                                                                                                                                                                        □ 消火設備工事
  指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
                                                                                                                                      ■ 給湯設備工事
                                                                                                                                                       □ 屋外ガス設備工事
                                                                                                                                                                        □ 屋内ガス設備工事
                                                                  2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり ( 時 ~ 時 )
   設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、
                                                                                                                                      □ 浄化槽設備工事
                                                                                                                                                       □ 厨房機器設備
                                                                (14) 概成工期
  図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将
                                                                  建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障の
  来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計
                                                                                                                                      空調設備工事
                                                                  ない状態まで完了していること。
  図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。
                                                                                                                                      ■ 機器設備工事
                                                                                                                                                       ■ 配管設備工事
                                                                                                                                                                        ■ 換気設備工事
                                                                  □ 指定なし □ 指定あり ( 平成 年 月 日 )
   他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努
  めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示
                                                                           構内既存の施設 ■建築工事に準じる
                                                                (15) 仮設工事
  により手直し施工を行うこと。
                                                                                            □ 利用できない
  (1) 提出図書 ■建築工事に準じる
                                                                  1) 便所
                                                                              1 利用できる
                                                                                                                               7 工事概要
                                                                  2) 工事用水
                                                                              □ 利用できる(有償)
                                                                                            □ 利用できる (無償)
                                                                                                           □ 利用できない
                           ・打合記録
    1) 工事書類
                 ・施工計画書
                                    • 施工要領書
                                                                                                                                 給排水衛生設備工事
                                                                  3) 工事用電力
                                                                              □ 利用できる(有償)
                                                                                            □ 利用できる(無償)
                           ・機器明細図
                  機器使用願
                                    ・工程表
                                                                                                                                      (1) 給水設備工事
                                                                  ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料
    2) 工事完成図書
                 ・品質確認書類
                          工事日報
                                                                                                                                         本工事は図示のごとくを工事範囲とし、直圧式により
                                                                    金は本工事に含まれる。
                 工事写直
                           ・安全・訓練実施記録
                                                                                                                                         所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10K を使用する。
                                                                           口建築工事に準じる
                 ・完成図(竣工図 {製本3(原寸 1部、A3(見開き) 2部)} ・施工図 {製本1部})
                                                                  1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板
                  ・機器完成図(ファイル等1部)

 外部足場 □ A種

                                                                                  □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種
                 ・保守に関する説明書(取扱説明書・保証書) 2部
                                                                                                                                         本工事は、雑排水を既設桝に接続放流する。
                                                                  3) 防護シート等による養生
                                                                                 □ 適用する □ 適用しない
                  ·機器性能試験成績書 1部
                                                                                                                                      (3) 衛生器旦設備丁事
                                                                    ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21
                 ・総合調整測定表(試験結果・測定結果等) 1部
                                                                                                                                         衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けるものとし、陶器の
                                                                    年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び
                 •官公署届出書類控、検査済証 1部
                                                                                                                                         色は監督員と協議の上決定する。
                                                                    幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法に
                 ·出来形確認書類 1部 等
                                                                                                                                      (4) 給湯設備工事
     ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。
                                                                    よる足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場
                                                                                                                                         電気温水器による局所給湯方式とし、図示の各所に給湯する。
                                                                    方式により行うこと。
     ※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。
     ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。
                                                                (17) 建築材料等
                                                                 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか
                                                                  別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。
    工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書(メーカーリスト)、
                                                                  品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。
    機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
                                                                 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう
    尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、
     メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による
                                                                  努めること。
    環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの
                                                                  3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品
                                                                 を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
     環境に優しい(環境物品)の調達に努める。
    又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。
                                                                 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品
                                                                  を使用するように努めること。
                                                                                                                                 空調設備工事
  (3) 官公署等への届出手続
                                                                   (認定製品の品名:・間伐材製工事用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板
    工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに
                                                                                                                                         本工事は、空冷ヒートポンプパッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。
     要する費用も負担する。
     1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
                                                                                                                                         各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。
       □本工事(□建築工事 □電気設備工事 □機械設備工事)
                                                                                                                                       空調設備工事に於ける外気、室内の温湿度条件
                                                                (18) 建設副産物
                                                                  1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着
                                                                                                                                                  乾球温度<sup>©</sup> 湿球温度<sup>©</sup> 相対湿度<sup>%</sup>
     2) 防火対象物使用開始届出書
                                                                                                                                                         27. 3 57. 6
-1. 3 49. 6
                                                                    手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産
       書類の作成(機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。
                                                                    物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。
                                                                                                                                      室内条件
                                                                                                                                                                  成行き
                                                                    また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生
                                                                    資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。
    工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。
                                                                    なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデー
    チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
                                                                                                                                        各機器間のドレン、冷媒配管をおこなう
                                                                                                                                        ものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。
                                                                  2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化
   (5) 出来形管理
                                                                                                                                      (3) 換気設備工事
                                                                    等が完了した後に報告書を提出すること。
     以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
                                                                                                                                        換気扇の設置ならびに付帯ダクト設備を行うものとする。
     1) 各種機器据付
                                                                (19) 三重県産業廃棄物税
       ・ 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)
                                                                  本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合

    基礎寸法

    水平、垂直等

     2) 配管・ダクト工事
                                                                  には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税
                   ・振れ止め支持間隔
                                                                  納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期

    支持間隔

                                                                 間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集
                                                                                                                              8 総合調整
    3) 屋外排水工事
                                                                                                                                 (1) 風量調整
                                                                  計)を超えて請求することはできない。

    排水勾配

                   桝の深さ
                                                                                                                                   ロ 適用する
                                                                                                                                                  ■ 適用しない
     4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ
                                                                                                                                 (2) 水量調整
                                                                                                                                    ■ 適用する
                                                                                                                                                   適用しない
                                                                  工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式
   (6) 製品確認
                                                                                                                                 (3) 室内外空気の温度測定
                                                                 により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
    発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試
                                                                                                                                    ■ 適用する
                                                                                                                                                  □ 適用しない
    験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
                                                                  なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、
                                                                                                                                 (4) 室内外空気の湿度測定
                                                                  調査、検証等に協力すること。
                   ■ 適用しない
                                                                                                                                    ■ 適用する
                                                                                                                                                  □ 適用しない
                                                                                                                                  (5) 室内気流及びじんあいの測定
  (7) 耐震安全性の分類
                                                               (21) 既設との取合い・養生
                                                                  本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。
                                                                                                                                    適用する
                                                                                                                                                  ■ 適用しない
    構造体 ( ) 類 建築非構造部材 ( ) 類 建築設備 ( ) 類
                                                                                                                                 (6) 騒音の測定
                                                                 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損
   (8) 機器の地震力(主要機器) □図示による
                                                                  等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならい復旧すること。
                                                                                                                                 (7) 飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査)
     機器名
                                                                                                                                    □ 適用する
                                                                                                                                                  ■ 適用しない
       設置階 ( ) 設計標準震度Ks ( ) 地域係数 (1.0)
                                                                                                                                    のうち一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
                                                               (22) 不正軽油の使用の禁止
     水槽類
                                                                                                                                   有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行なうこと。
       設置階 ( ) 設計標準震度Ks ( ) 地域係数 (1.0)
                                                                    工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両(資機材等の搬入車
                                                                                                                                   ※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。
                                                                    両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造
                                                                                                                                 (8) その他()
     その他監督員が指示するもの
                                                                                                                                   □ 適用する
                                                                                                                                                   適用しない
                                                                    等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
  (9) 冷媒 (フロン類) の回収 口適用する
                            ■適用しない
    冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の
                                                                                                                                                                                                     塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。
                                                                   受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
   書類の写しを監督員に提出すること。
                                                                    また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。
    ・フロン回収行程管理票
    特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)
                                                                    受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
   撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行うこと。
                                                                    また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じる
   パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて
   冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。
                                                                    よう管理及び監督しなければならない。
   (10) 中間技術検査
     実施回数 ()回
                                   一級建築士事務所
```

| | 給水管 | ■ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 |
|---|--------------------|---|
| | | (一般: SGP-VB 地中 : SGP-VD) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 |
| | | □ フランン行使負温化ビールフイーング調官 WSF UTI (一般; SGP-FVA, FVB 地中 ; SGP-FVD) |
| | | ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 |
| | | ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上は |
| | | フランジ接合(工場加工)とする。 |
| | | 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 |
| | | (一般・地中 ; HIVP) ロ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中 : PE) |
| | | □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 |
| | | □ 一般配管用ステンレス銅鋼管 JIS G 3448 |
| | | |
| | | ※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち 上げた所までとする。 |
| _ | 雑排水管 | □ 配管用炭素銅銅管(白) JIS G 3452 (SGP-白) |
| • | 相 排八官 | |
| | | (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) |
| | | ■ 土間・一般: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) |
| | | 二 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) |
| | | ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火ニ層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は |
| | | USK 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品 |
| | | に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 |
| | 通気管 | □ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) |
| | | ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 |
| | | (地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) |
| | | □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)□ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) |
| | | □ リサイグル使員ボリ温化ビール発泡ニ暦官 JIS N 9/98 (NF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 |
| | | □ 排水・通気用耐火ニ層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は |
| | | JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP) 規格品 |
| | | に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 |
| | 汚水管 | 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 |
| | | ※ 同上MD継ぎ手 JPF MDJ 002 |
| | | □ 土間・一般: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU)□ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) |
| | | □ 工順 : 9991970映員ホリ塩化ビール光池三層目 513 k 9796 (NI -VF) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 |
| | | □ 排水・通気用耐火ニ層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は |
| | | JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管FF-VP)規格品 |
| | | に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 |
| | 鉛管 | □ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203 |
| П | 給湯管 | □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 |
| | | (一般 ; SGP -HVA 地中 ; WHTLP 内外面耐熱性硬質塩ビライニング鋼管) 口 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 |
| | | □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448 |
| | | |
| | ガス管 | □ 配管用炭素銅鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP- 白) |
| | | □ 土間: 塩化ビニル被覆鋼管(黒) |
| | | □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中: PE) |
| | | ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち 上げた所までとする。 |
| | | □ ガス事業者の供給規定に準じる |
| | 消火管 | □ 配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) |
| | | □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) |
| | | ※ 地中埋設管VS は、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち |
| _ | Bulimer : | 上げた所までとする。 |
| | 屋外埋設排水 | □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) |
| | | □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP)□ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) |
| | | □ 「排水用リザイクル使員ボリ塩化ビニルミ RS-30 (REP-VU) |
| | | |
| | | □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) |
| | | (1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管) |
| | 冷温水配管 | □ 配管用炭素鋼鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP- 白) |
| | | □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140(一般・: SCD → HVA) |
| П | 冷却水管 | (一般 ; SGP -HVA) □ 配管用炭素銅鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP- 白) |
| _ | 小山本中小日 | □ 配管用灰系鋼鋼管 (日) 518 は 3432 (50P-1日) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-VA, VB) |
| | | □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般; SGP-FVA, FVB) |
| | ドレン管 | □ 配管用炭素鋼鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP- 白) |
| | | ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) |
| | | ■ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 |
| | | □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) |
| | | ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。口 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又は |
| | | U |
| | | に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 |
| • | 冷媒管 | □ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 |
| | | ■ 断熱材被覆銅管 原管はJIS H3300による。 製造者標準品 |
| | | ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm |
| | | 以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 |
| | | ※ 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。 |
| п | 油笛 | □ 副第田岸耒錮廻第 (田) ICC 2/152 ※☆☆☆へ |
| | 油管 | □ 配管用炭素銅鋼管 (黒) JIS G 3452 溶接接合 □ 配管用炭素銅鋼管 (里) JIS G 3452 |
| | 油管 蒸気管 ブライン管 | □ 配管用炭素銅鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合 □ 配管用炭素銅鋼管(黒) JIS G 3452 □ 配管用炭素銅鋼管(黒) JIS G 3452 |

原図: A 2

ARCHITECTS DESIGN 創空間設計 三重県知事登録 第1-2026号

一級建築士 大臣登録 第327163号

萩原 正洋

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

機械設備工事特記仕様書1 M - 01枚ノ内

※ 横走り管の吊り間隔 - 2m 以下 125A以上 — 3m以下 ビニル管 80A以下 - 1m 以下 耐火二層管 100A以上 — 2m以下 1.5m以下 鋳鉄管 標準図による ※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔 支持間隔 12m以下 50A~100 A 125A~ 鋼管 鋳鉄管 ビニル管 耐火二層管 25A~40A 50A~100A 125A~ 銅管 ※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔 基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は 基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 液管の外径を基準とする。 形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。 (2) ダクトエ事 矩形ダクト 🗆 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC 、SGCCA) 鍍金付着Z18以上 □ ステンレス鋼板 JIS G4305 アングルフランジエ法 □ 共板フランジエ法 □ スライドオンフランジエ法 形鋼補強 □ 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317 丸ダクト 🛭 スパイラルダクト □ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU) (3) 保温塗装工事 1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。 ■ グラスウール保温材 保温筒 JIS A 9504 2号 40K 保温板、保温带 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) ■ 給水管 ■ 給湯管 □ 温水管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 蒸気管 (屋外等) 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 ロ ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット (防火区画貫通部等) 1号JIS A 9504 □ 排水管 □ 給湯管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 温水管 給水管 □ ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 <u>保温板</u> JIS A 9511 3号 (屋内一般等) □ 冷水・冷温水管 □ 冷水管 (2~4°C) 給水管 ロ ブライン管 (屋外等) □ 冷水・冷温水管 □ 給湯管 給水管 □ 消火管 □ ブライン管 □ 調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出) □ ドレン管 給水管 □ 消火管 □ 油管 2) 保温厚 ・グラスウール、ロックウール 保温厚 (mm) 給水・排水・ドレン・給湯 ~80A 100~150A 200A~ 膨張・温水・消火管 32~50A 冷水・冷温水・冷媒管 32~200A ・ポリスチ<u>レ</u>ンフォーム 保温厚(mm) 給水・消火・排水管 ~80A 100A~ ~25A 32~200A 250A~ 冷水・冷温水管 ~20A 25A~100A 125A~ 冷水管(冷水温度2~4°C) ブライン管 ~25A 32~80A ・ 機器ダクト保温厚 保温厚 ダクト(屋内露出 [機械室、書庫、倉庫] 、隠蔽部) 、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール) ダクト(屋内露出[一般居室、廊下])、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部(ロックウール) |75mm | 煙導(ロックウール)

3) 種別 給排水衛生設備配管の保温仕様 屋内露出 鉄線 合成樹脂製カバー 機械室・書庫・倉庫保温筒 鉄線 原紙 アルミガラスクロス仕上 アルミガラス化粧保温筒 アルミガラスクロス粘着テープ 天井内・PS内 暗渠内(ピット内) 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルミガ・ラスクロス 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上 屋外露出 保温筒 ※ 1) 排水管については、上表暗渠内(ピット内)の仕様を防食テープ巻きに読み替える。 ※ 2) サヤ管工法:架橋ポリエチレン・ボリブデン管使用の場合は、上表保温不要。 ※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。 空調設備配管の保温仕様(R、G保温材の仕様のみ) 1 2 3 保温筒 鉄線 ボリエチレンフィルム 合成樹脂製カバー 機械室・書庫・倉庫 保温筒 鉄線 ボリエテレンフィルム 原紙 アルミガラスクロス仕上 保温筒 鉄線 ボリエチレンフィルム アルミガラスクロス仕上 天井内・PS内 (温水・蒸気管以外) 暗渠内(ピット内) 保温筒 鉄線 ボリエテレンフィルム 着色アルミガラスクロス仕上 屋外露出 保温筒 鉄線 ボリエチレンフィルム SUS鋼板仕上 ※ 1) 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分) ■ 保温化粧ケース仕上 機器保温仕様 冷水・冷温水タンク 鋲 保温板 ポリエチレン SUS鋼板仕上 鋼板製タンク 冷水・冷温水ヘッダ カラー鉄板(屋内) フィルム 温水・膨張・還水 鋲 保温板 鉄線 貯湯タンク SUS鋼板仕上 温水・蒸気ヘッダ カラー鉄板(屋内) 熱交換器 ※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要 ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様 屋内露出 一般・廊下 無 保温板 カラー鉄板 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ 機械室 クト 屋内隠蔽、DS内 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ 鋲 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板 屋外露出、多湿箇所 スパ 屋内露出 一般・廊下 保温帯 鉄線 カラー鉄板 機械室 アルミガラスクロス化粧保温帯 アルミガラスクロス粘着テーフ アルミガラスクロス化粧保温帯 アルミガラスクロス粘着テープ 保温帯 鉄線 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板 クト 屋外露出、多湿箇所 サプライチャンバー 保温板 ガラスクロス 消音チャンバー、エルボ 鋲 保温板 ガラスクロス 排煙ダクト長方形 屋内隠蔽 鋲 アルミガラスクロス化粧保温板 排煙ダクト 円形 屋内隠蔽 アルミガラスクロス化粧保温帯 アルミガラスクロス粘着テーブ ブランケット 鉄線 カラー鉄板 ※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。 ※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55 による防錆処理を施した平ラス0号で外面補強したものを使用。 ※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5 配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様
 機材
 状態
 塗料の種別
 塗り回数
 備考

 白管
 露出
 調合ペイント
 1
 1
 1
 下塗りはさび止めペイント

 黒管
 露出
 調合ペイント
 2
 1
 1
 下塗りはさび止めペイント
 塗り回数 ※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。 ダクト保温施工範囲 1. SA □ 保温あり □保温なし □図面による □その他(2. EA 口保温なし □ 保温あり □図面による □その他(3. RA 口 保温あり □保温なし □図面による □その他 4. OA □ 保温あり □保温なし □図面による □その他(チャンバー内貼施工 □ 内貼あり(mm) □内貼なし □図面による □その他((4) スリーブ工事 1.管スリーブの径は、原則として、管の外径(保温されるものは、保温厚さを含む) より40mm程度大 (=2サイズUP)なるものとする。 箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板(実管ダクト)とする。 2.地中部分のスリーブは、塩化ビニル管(VU)とし、水密を要する部分のスリーブは、 つば付き鋼管とする。 3.その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、 配管前に必ず撤去のこと。

1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。 2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。 3) 系統が分かるように、必要箇所(機械室、PS内等)に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を 行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。 4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。 5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りの ドレン管に接続すること。 6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、 もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、 機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー 工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。 7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書 、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮 すること。 8) 雨がかり部に取り付けるガラリのチャンバーには、水抜きを設けること。 9) 屋外埋設管(給水、消火、ガス)には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、 地中埋設標を施工すること。 10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。 11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。 12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて 防火処理を行うこと。 13) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。 ・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。 ・土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。 ・呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス **基錮を使用する**。 14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチピット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛 メッキ仕上げとすること。 15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。 16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを 17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。 18) 建設発生土は場外自由処分とすること。

つば付き鋼管とする。
3.その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

原図:A2

ARCHITECTS DESIGN 創空間設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号

萩原 正洋

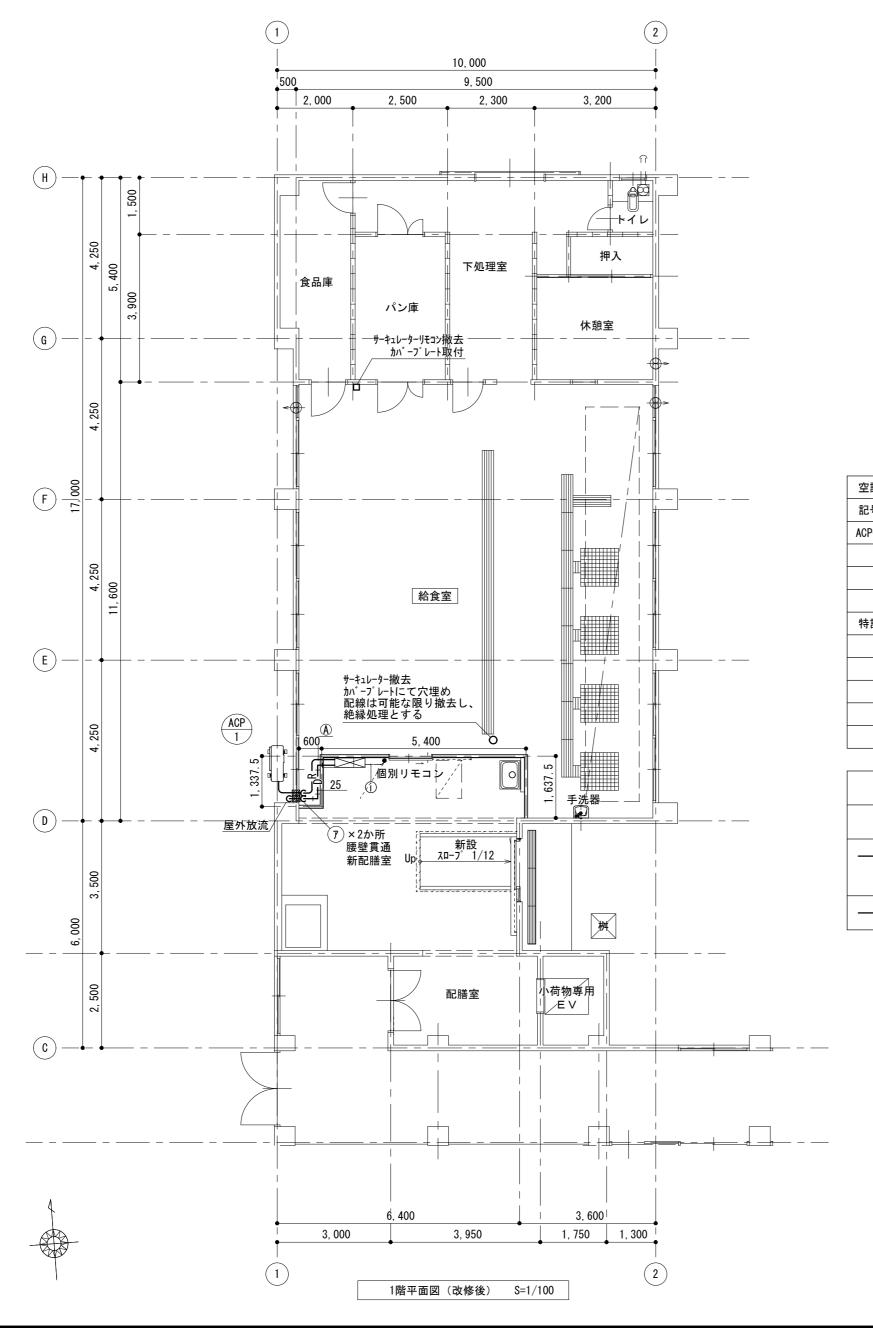
特記

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

 図面内容
 機械設備工事特記仕様書 2
 M-02

 縮尺
 年月日
 区分

記



| 記号 | 冷媒配管サイズ | | 室内外連絡線 | |
|----|---------|--------|------------|--|
| 配方 | 液管 | ガス管 | 全内外理船線 | |
| A | φ9.5 | φ15. 9 | VVF2. 0-3C | |

CVVS1. 25-2C リモコン線

| 図中記号凡例 | | | | |
|-----------|-----|-----------|-------|--|
| 22 | 7 | RC壁コア抜き補修 | φ 100 | |
| 22 | 4 | RC壁コア抜き補修 | φ75 | |
| 0 | (7) | RC床コア抜き補修 | φ75 | |

| ACP-1 パッ・ | | | | | 台数 | 備考・参考型番 |
|--------------|---------|---------------------|---------------------|-------------------|----|----------------|
| AUP-I / // y | ケージエアコン | 冷房能力:7.1(3.2~8.0)Kw | 暖房能力:8.0(3.6~9.5)Kw | | 1 | 防振ゴム ワイヤードリモコン |
| 壁掛 | 型 | 3相200v | 冷房定格消費電力:2. 49k₩ | 暖房定格消費電力: 2. 49kW | | 室外機防護ネット |
| | | | | | | 既製コンクリート基礎 |

特記事項:運転特性、能力はJIS条件による。 電気容量値は参考とする。 空調機は省エネタイプを仕様とすること。

空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機一室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。 室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。 アンカーはケミカルアンカー仕様。 機器は同等品以上とする。 室外機は防振ゴムシートを敷くこと。 パッケージエアコン室外機には防護ネットを施すこと。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様による。

| 凡例 | | | | | |
|------|------|--------------------|--|--|--|
| 図示記号 | 名称 | 配管材料 | 防露塗装仕様 | | |
| R | 冷媒管 | 空調用保温付被覆銅管 | 屋内露出:配管化粧カバー 屋外露出:ポリスチレン成形+SUS鋼板ラッキング | | |
| D | ドレン管 | 保温付VP ※屋外はカラーVPとする | | | |

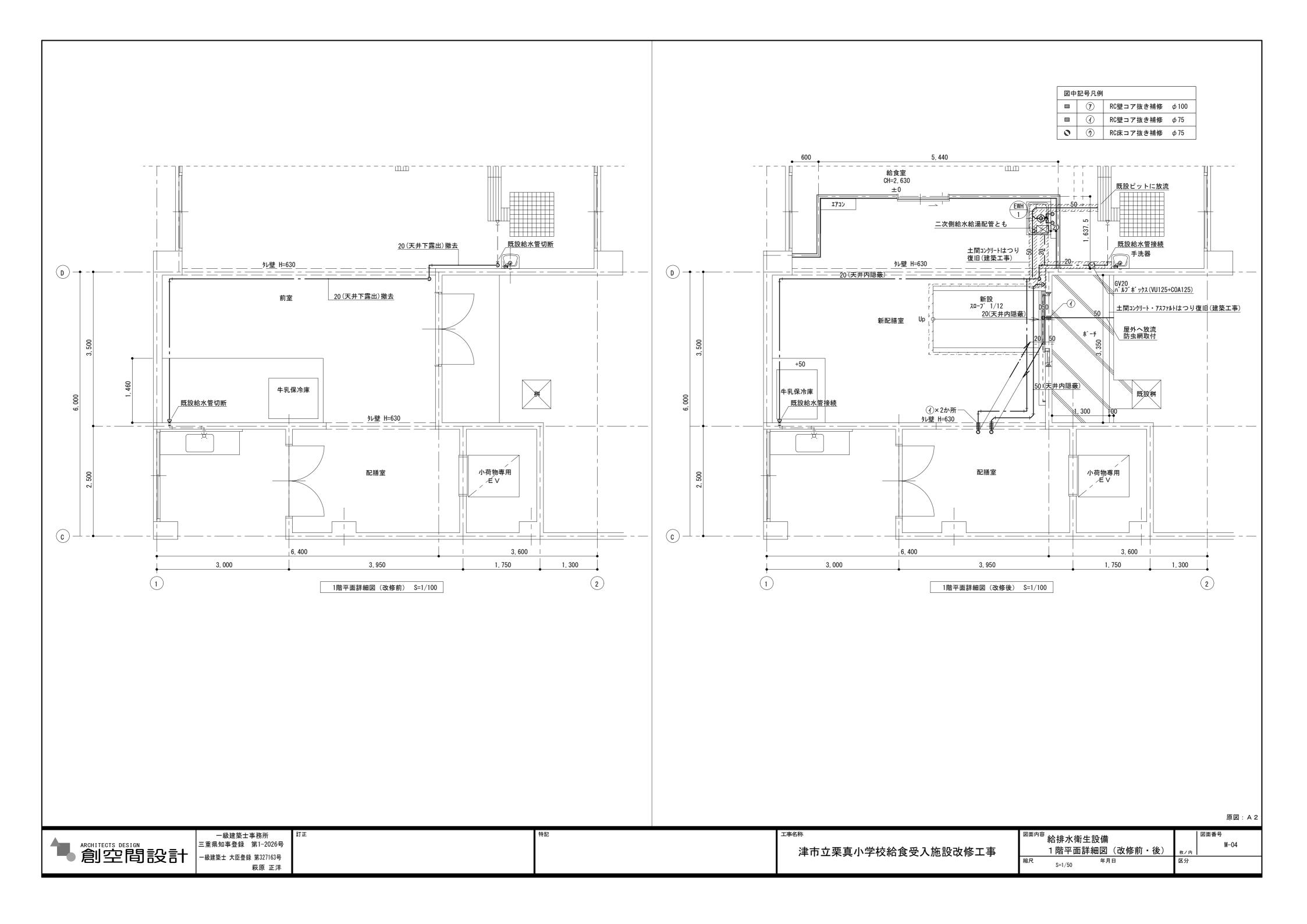
原図:A 2

ARCHITECTS DESIGN 創空間設計

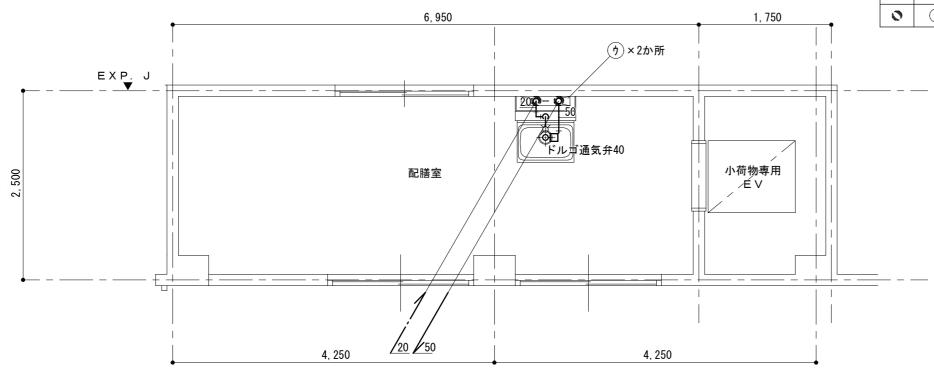
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

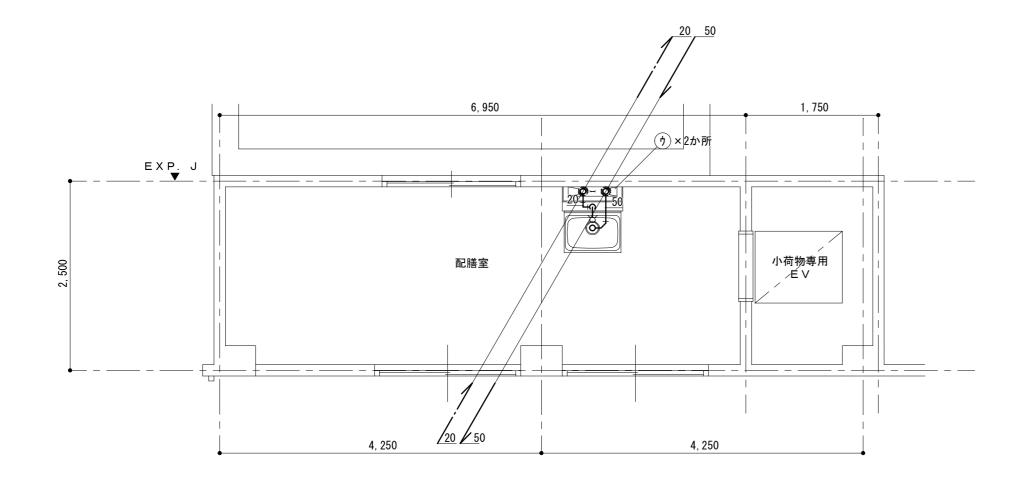
^{図面内容} 空調換気設備 M - 031 階平面図(改修後)







3階配膳室平面詳細図(改修後) S=1/50



2階配膳室平面詳細図(改修後) S=1/50

| 名称 | 仕様 | 設置場所 | | | |
|------------|-----------------------------|--------|-------|-------|----|
| | | 1階新配膳室 | 2階配膳室 | 3階配膳室 | 合計 |
| 混合水栓 | TKGG30E 壁付シングルレバー | 1 | | | 1 |
| 自在水栓 | T130ARQ13C レバーハント ル (170mm) | | 1 | 1 | 2 |
| 流し台 (建築工事) | SUS製 750W 排水トラップ共 | (1) | (1) | (1) | (3 |

| 機器表 | | | | | | | | |
|-------|--------------|-----|----------------------------|----|-----------|--|--|--|
| 記号 | 名称 | | 機器仕様 | 台数 | 備考・参考型番 | | | |
| EWH-1 | 電気温水器 | 貯湯量 | 12L | 1 | REKB12A12 | | | |
| | (飲料・洗い物用タイプ) | 電源 | AC100V 消費電力 1.1kW | | | | | |
| | | その他 | ウィークリータイマー 自動給排水 開放式排水ホッパー | | | | | |
| | | | アングル止水栓 | | | | | |
| | | | | | | | | |

原図: A 2



一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-2026号 一級建築士 大臣登録 第327163号 萩原 正洋

...

津市立栗真小学校給食受入施設改修工事

 図面内容
 給排水衛生設備
 M-05

 2、3階平面詳細図(改修後)
 枚ノ内

 縮尺
 S=1/50